

II 資料紹介 II

改正税法のすべて

昭和二〇年 IV

井上 一郎

（租税資料室
研究調査員）

目次

まえがき……………五八一

一 戦時体制改革の出発点……………五八一

「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ發ス

ル命令ニ關スル件・ポ勅緊急勅令五

四二号

二 税務行政の平常化の復帰と機能の整備……………五八四

— 税務署及び管轄区域の統廃合 —

三 戦時体制の改革と税務行政の対応……………五九一

— 所得調査委員会の管轄区域の整備と

税務行政機能の回復措置・所得税法

施行細則の改正及び大蔵省等の分課

規程の改正 —

四 酒造組合に対する交付金の改正……………五九五

— 酒税法施行細則の一部改正 —

五 納税準備預金の目的外消費に対する宥恕措置

— 納税施設法施行規則の一部改正 —

六 高額登録税額の納付方法の簡易化……………五九九

— 登録税法施行規則の一部改正 —

七 戦時色の払拭……………六〇〇

(一) 軍需産業の基幹法の廃止……………六〇〇

国家総動員法及び戦時緊急措置法の

廃止、大日本航空株式会社法並びに

石油業法外十三法律の廃止（廃止法

律により廃止される租税関係の優遇

措置法の内容）

(二) 民生産業の基幹法の改革……………六三五

農業団体法と蚕糸業法の改廃

八 民主化の促進……………六四二

労働組合の原則的非課税団体の法認

九 災害による租税の減免について……………六四五

昭和二十年ノ災害被害者ニ対スル租

税ノ減免・徴収猶予等ニ関スル件制

定

十 収入印紙の紙面の刷新……………六五二

大正十三年大蔵省令第十一号中改正

十一 宗教法人令と租税関係……………六五四

宗教法人の原則非課税団体の法認と、

非収益事業非課税の原則の確立

あとがき……………六五八

昭和二〇（一九四五）年八月一四日、大東亜戦争は終結した。それまでは、さきにもみたように、戦時緊急措置体制を形成し、最終的な国力の發揮にすべてを傾けた。

税制においてもそのことは言いうる。だが、米英、特に米国の軍事力の圧倒的優勢さは掩うべくもなかった。

九月二日、降伏文書調印後、連合国の配下にあつては、戦時体制の平和時へむかつての轉換が急がれる。税制の上においても当然そのことは言いうる。

以下において、昭和二〇年中に、税制がどのように変ぼうをとげるか、順を追ってみていきたい。

一 戦時体制改革の出発点

昭和二〇年八月一三日、帝国最後の御前会議が開かれ、天皇のご裁断によって、戦争終結が決定、翌一四日深夜、終戦の詔勅が下され、翌一五日正午、終戦の玉音放送があつて、昭和一二（一九三七）年七月七日以来の戦時状況に終止符を打った。

九月二日は、東京湾におけるミズリー号艦上で、わが国の全権団は降伏文書に調印、わが国は連合国の占領するところとなる。しかし、わが国の降伏はドイツの場合と異なり、連合国軍の直接の軍政によることなく、間接占領方式によつたため、国政は、立法、司法、行政の三権によつて遂行された。とはいへ、立法については、連合国軍の要求の早急実施を要する面もあるところから、同年九月二〇日、政府は、旧憲法第八條第一項にもとずいて、『ポツダム』

宣言ノ受諾ニ件ヒ発スル命令ニ関スル件」を緊急勅令第五四二号として公布、同日施行したのである。すなわち、政府ハ「ボツダム」宣言ノ受諾ニ件ヒ連合國最高司令官ノ為ス要求ニ係ル事項ヲ実施スル為特ニ必要アル場合ニ於テハ命令ヲ以テ所要ノ定ヲ為シ及必要ナル罰則ヲ設クルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

としたのである。

同日政府は、右を受けて、

昭和二十年勅令第五百四十二号（「ボツダム」宣言ノ受諾ニ件ヒ発スル命令ニ関スル件）施行ニ関スル件を、同日次のとおり公布した。

昭和二十年勅令第五百四十二号（「ボツダム」宣言ノ受諾ニ件ヒ発スル命令ニ関スル件）施行ニ関スル件（昭和二十年勅令五四三号）

昭和二十年勅令第五百四十二号ニ於テ命令トハ勅令、閣令又ハ省令トス
前項ノ閣令及省令ニ規定スルコトヲ得ル罰ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮、五千円以下ノ罰金、科料及拘留トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

さて、政府は、「ボツダム」宣言ノ受諾ニ件ヒ発スル命令ニ関スル件に關しては、第八九回帝國議會（昭和二〇年一月二六日乃至二月一八日）において、旧憲法第八條第二項により、昭和二〇年勅令第五四二号の承諾を求むる

案件として提出した。そこで、政府（樞橋渡法制局長）は、同年二月二日、衆議院において次のようにポ勅緊急勅令立法の趣旨説明を行つた。⁽¹⁾すなわち、

本年九月二日調印ヲ終リマシタ降伏文書ニ依リマスレバ、爾後帝國政府ガ連合國最高司令官ノ要求ニ從イマシテ、「ポツダム」宣言所定ノ事項實現ノ為メ、必要ナル一切ノ措置ヲ執ルベキコトニ相成ツタノデアリマス、而シテ右最高司令官ノ要求ニ付キマシテハ、法制ノ上ニ於キマシテモ、必要ニ応ジ強制力ヲ行使シ得ルヨウ遺憾ナキ體勢ヲ整ヘルコトガ必要ト相成ツタノデアリマス、而モ最高司令官ヨリノ要求ノ處理ハ、御承知ノ通り時ニ極メテ急速ヲ要スルコトガアリマスノデ、政府ハ帝國憲法第八條第一項ノ規定ニ基キ、本件勅令ノ制定ヲ仰ギ、連合國最高司令官ノ發スル要求ト得ル事項ヲ實現致ス為メ、特ニ必要アル場合ニ於テハ、隨時命令ヲ以テ所要ノ事項ヲ規定スルコトヲ得ル旨ノ御定メヲ願ツタノデアリマス。

と
いう。
ここでもまた、連合國最高司令官ノ要求實現の為の授權立法が行われ、戦後改革への法制的な準備が整つたのである。

(1) 「帝國議會衆議院議事速記録81第八八・八九回議會 昭和二〇年」東京大学出版会、昭和六〇年刊、昭和二〇年二月二日ノ条一七六頁四段目參照

また、貴族院における趣旨説明は、一月二八日、樞橋法制局長官から次のように行つた。

本年九月二日調印ヲ了リマシタ降伏文書ニ依リマスレバ、爾後帝國政府ガ連合國最高司令官ノ要求ニ從イマシテ、「ポツダム」宣言ノ施行實現ノ為必要ナル一切ノ措置ヲ執ルベキコトト相成ツタノデアリマス。而シテ右最高司令官ノ要求ニ付キマシテモ、必要ニ応ジ強制力ヲ行使シ得ルヨウ遺憾ナキ體勢ヲ整フルコトガ必要ト相成ツタノデアリマス。而モ最高司令

官ヨリノ要求ノ処理ハ、御承知ノ如ク時ニ極メテ急速ヲ要スルコトガアリマスノデ、政府ハ帝國憲法第八條第一項ノ規定ニ基キ、本件勅令ノ制定ヲ仰ギ、連合國最高司令官ノ發スル要求ニ係ル事項ヲ実施致ス為、特ニ必要アル場合ニ於テハ隨時命令ヲ以テ所要ノ事項ヲ改訂スルコトヲ得ル旨ノ御定メラ願ツタ次第デアリマス（帝國議國貴族院議事録71第八六―八九回議會 昭和一九年）東京大學出版會、昭和五五年刊、昭和二〇年一月二八日の條四頁二段目参照）。

〔參考〕

大日本帝國憲法（明治二二・二・一一）

第八條 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル為緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス

②此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若シ議會ニ於テ承諾セザルトキハ政府ハ將來ニ向テ効力ヲ失フコトヲ公布スベシ

二 稅務行政の平常化への復歸と機構の整備

さて、八月一五日、玉音放送の後、政府は内閣告論を發し⁽¹⁾、國民の冷靜さを維持するよう訴え、大蔵大臣は、通貨金融に關する不安をのぞくため、支払制限等の措置はとらぬと聲明し⁽²⁾、部内職員には訓示を發し⁽³⁾、難局に臨む態度を希望した。

一八日には、東京財務局長は、稅務の第一線に対し承諾必謹を電報をもつて示達した⁽⁴⁾。

ところで、戦災により官庁機能の低下も著しいなかで、戦災稅務署と戦災地域の稅務署の管轄区域とを統廃合し、行政機能の維持に努めることが必要であり、八月二一日、大蔵省は告示をもつて稅務行政機構の平和時への出発点とした。この結果、東京財務局管内では、一二稅務署が消滅し、大阪財務局管内では八稅務署、名古屋財務局管内では

二 稅務署がそれぞれ姿を消した。廢止となつた稅務署は、都合二二に及んだ。廢合稅務署を示すと次のとおりである。

東京財務局管内（管轄区域の統廢合は略、×印は廢合により消滅したことを示す。）

○翅町 ○赤坂 ○小石川 ○下谷 ○日本橋 ○品川 ○大森 ○中野 ○板橋 ○荒川
 ×神田 ×四谷 ×本郷 ×浅草 ×深川 ×荏原 ×蒲田 ×淀橋 ×豊島 ×足立

○横浜中 ↓横浜と改称

×横浜西

大阪財務局管内

○西港 ○南浪 ○北大阪福島 ○生野 ○旭都島 ○神戸 ○須磨
 ×大正 ×速 ×大阪福島 ×東成 ×都島 ×灘 ×兵庫

名古屋財務局管内（昭和二〇年一月一日大藏省告示三七一号、同月二七日同省告示三九〇号の追加告示を含む。）

○名古屋西
 ×名古屋中
 ×栄

以下において關係告示を示す。

◎大藏省告示第三三三三号

昭和十九年四月大藏省告示第百三十八号稅務署ノ名称及管轄区域表中左ノ通改正シ昭和二十年八月二十一日ヨリ之

ヲ施行ス

昭和二十年八月二十一日

大藏大臣 津島 寿一

五八六

東京財務局ノ部中麴町稅務署ノ項「麴町区」ヲ「麴町区 神田区」ニ、日本橋稅務署ノ項「日本橋」ヲ「日本橋区 深川区」ニ、赤坂稅務署ノ項「麻生区 赤坂区」ヲ「麻布区 赤坂区 四谷区 牛込区」ニ、小石川稅務署ノ項「小石川区」ヲ「小石川区 本郷区」ニ、下谷稅務署ノ項「下谷区」ヲ「下谷区 浅草区 本所区」ニ、品川稅務署ノ項「品川区」ヲ「品川区 荏原区」ニ、大森稅務署ノ項「大森区」ヲ「大森区 蒲田区」ニ、中野稅務署ノ項「中野区」ヲ「中野区 淀橋区」ニ、板橋稅務署ノ項「板橋区」ヲ「板橋区 豊島区」ニ、荒川稅務署ノ項「荒川区」ヲ「荒川区 足立区」ニ、横浜中稅務署ノ項「横浜中」ヲ「横浜」ニ、「中区 磯子区」ヲ「中区 磯子区 西区 南区 保土ヶ谷区 戸塚区」ニ改メ神田、四谷、本郷、浅草、荏原、蒲田、淀橋、豊島、足立及横浜西稅務署ノ項ヲ削ル

大阪財務局ノ部中西稅務署ノ項「西区」ヲ「西区 港区 大正区」ニ、南稅務署ノ項「南区 天王寺区」ヲ「南区 天王寺区 浪速区」ニ、北稅務署ノ項「北区」ヲ「北区 福島区」ニ、生野稅務署ノ項「生野区」ヲ「生野区 東成区」ニ、旭稅務署ノ項「旭区 城東区」ヲ「旭区 城東区 都島区」ニ、神戸稅務署ノ項「生田区」ヲ「生田区 灘区 葺合区」ニ、須磨稅務署ノ項「須磨区 長田区」ヲ「須磨区 長田区 兵庫区 武庫郡ノ内山田村」ニ改メ、大正、都島、大阪福島、東成、浪速、灘及兵庫稅務署ノ項ヲ削ル

名古屋財務局ノ部中名古屋西稅務署ノ項「西区 中村区 西春日井郡」ヲ「西区 中村区 栄区 西春日井郡」ニ、熱田稅務署ノ項「熱田区 南区 愛知郡」ヲ「熱田区 南区 中区 愛知郡」ニ改メ、名古屋中稅務署ノ項ヲ削ル

というものであった。しかしこれには、名古屋財務局の部中名古屋西稅務署の項について同年十一月一日、大藏省告示第三七二号により、次のように改正があり、つづいて十一月三日、大藏省告示第三九〇号により、それぞれ改正があった。次にそれを示しておく。

◎大藏省告示第三七二号（昭和二〇・一一・一一）

名古屋財務局ノ部中名古屋西稅務署ノ項「西区 中村区 栄区 西春日井郡」ヲ「西区 中村区 栄区 中区 西春日井郡」ニ、熱田稅務署ノ項「熱田区 南区 中区 愛知郡」ヲ「熱田区 南区 愛知郡」ニ改ム

◎大藏省告示第三九〇号（昭和二〇・一一・三施行、官報一一・二七）

名古屋財務局ノ部中名古屋西稅務署ノ項「西区 中村区 栄区 中区 西春日井郡」ヲ「西区 中村区 中区 西春日井郡」ニ改ム

(1) 内閣告諭

本日長くも大詔を拝す。帝国は大東亞戰爭に従ふこと実に四年に近く而も遂に 聖慮を以て非常の措置に依り其の局を結ぶの他途なきに至る。臣子として恐懼謂ふべき所を知らざるなり。

顧みるに開戦以降遠く骨を異域に曝せるの將兵其の数を知らず、本土の被害、無辜の犠牲亦茲に極まる。思うて此に至れば痛憤限りなし、然るに戰爭の目的を實現するに由なく、戰勢亦必ずしも利あらず、遂に科學史上未曾有の破壊力を有する

新爆彈の用ひらるるに至りて戦争の仕法を一変せしめ、次いで「ソ」連邦は去る九日帝國に宣戦を布告し帝國は正に未曾有の難に逢著したり。聖徳の宏大無辺なる、世界の和平と臣民の康寧とを冀はせ給ひ、茲に畏くも大詔を渙発せらる。聖断既に下る、赤子の率由すべき方途は自ら明かなり

固より帝國の前途は之により一層の困難を加へさらに國民の忍苦を求むるに至るべし、然れども帝國は此の忍苦の結実に依りて國家の運命を将来に開拓せざるべからず本大臣は茲に万斛の涙を吞み敢て此の難きを同胞に求めむと欲す

今や國民の齊しく嚮ふべき所は國体の護持にあり、而して苟くも既往に拘泥して同胞相猜し、内争以て他の乘ずる所となり或は情に激して輕挙妄動し信義を世界に失ふが如きことあるべからず、又、特に戦死者、戦災者の遺族及び傷痍軍人の援護に付ては國民悉く力を効すべし

政府は國民と共に承詔必謹刻苦奮勵常に大御心に帰一し奉り、必ず國威を恢弘し父祖の遺託に応へむことを期す

尚此の際特に一言すべきは此の難局に処すべき官吏の任務なり、畏くも至尊は爾臣民の衷情は朕善く之を知ると宣はせ給ふ。官吏は宜しく、陛下の有司としてこの御仁慈の聖旨を奉行し以て堅確なる復興精神喚起の先達とならむことを期すべし

昭和二十年八月十五日

内閣總理大臣 男爵 鈴木 貫太郎

(2) 大藏大臣声明(昭和二〇年八月一五日)

皇國ハ正ニ創史以來最モ困難ナル事態ニ直面スルニ至ツタノデアルガ我國經濟ノ今後ニ処スベキ途ハ其ノ秩序ヲ飽ク迄維持シ國民生活ノ安定ヲ図リ經濟ノ速カナル復興ヲ期スルニ在ル 政府ハ之ガ為必要ナル通貨金融方策ニ付テ、凡ユル努力ヲ致ス決意デアル

- 一、預貯金等ニ付テハ責任ヲ以テ其ノ安全ヲ確保シ支払制限(モラトリウム)ノ如キ措置ハ絶対ニトラナイ
- 二、食糧ノ増産其ノ他國民生活ノ安定確保並ニ戦災者更生復活ニ要スル資金ニ付キ、積極的ナル供給ヲ図ル
- 三、重要産業ノ轉換ニ関シ必要ナル資金ノ供給ハ確保スルト共ニ轉換ニ伴フ債權債務ノ適切ナル整理調整ヲ図ル
- 四、通貨ノ信用ヲ維持スルガ為インフレ防止ニ関スル強力ナル措置ヲ講ジ之ガ貫徹ヲ図ル

國民諸君ハ現実ノ事態ヲ正視シ國家ノ諸施策ニ對スル十全ノ理解ヲ持テ堅忍自重沈着冷靜ニ刻下ノ難局ニ對処セラレンコトヲ切望シテ已マナイ次第デアル

(3) 資料の意味で次に大蔵大臣の訓示を引用しておく。

大蔵大臣訓示

管下 各庁

帝國ハ 天皇統治ノ大権ヲ變更セサルノ諒解ノ下ニ大東亞戰爭終結ニ関スル敵側要求ヲ受諾スルニ決シ本日曩ニ畏クモ大詔ヲ拝シ又内閣總理大臣ヨリ告諭ヲ發セラレタリ悲痛憤激ノ情抑ヘントシテ禁スル能ハサルモノアリ

大東亞戰爭勃發以來四星霜忠勇ナル皇軍將兵ハ沍寒ヲ凌キ炎熱ヲ昌シテ大東亞各地ニ転戦シ其ノ類ナキ勇武ニ世界ヲ驚倒セシメ統後官民亦克ク耐乏ノ強靱ナル戰意ヲ以テ其ノ職任ノ遂行ニ挺身シ舉國一體戰爭完遂ニ遭進來レリ 然ルニ戰勢遂ニ利アラズ事態ノ急變ヲ見ルニ至ル 我等一億唯自ラノ努力未タ至ラスシテ 聖明ヲ汚シ宸襟ヲ惱マシ奉リタルコトニ對シ深ク神明ニ謝スルノミ然レ共既ニ廟議ハ一決シ聖斷ハ下サレタリ憤激ノ情未タ去リ難ク悲痛ノ感胸ヲ裂クカ如キモノアリト雖承詔必謹真ニ帝國臣民タルノ本分ニ生キ情ヲ抑ヘ悲ヲ超ニ益々團結ヲ固クシ整然タル秩序ノ下飽ク迄モ帝國臣民タルノ矜持ヲ失フコトナク毅然トシテ國運ノ將來ヲ打開シ三千年伝統ノ國體ヲ不滅ニ光輝アラシメサルヘカラス是即チ聖慮ニ膺一シ奉ル所以ニシテ亦真ノ日本精神ニ生クル所以ニ外ナラス

歴史ニ起伏アリ國運ニ消長アリ然レ共燦然タル不滅ノ國體ハ無窮ニ護持セラルヘカラス悲痛ナル事態ヲ直視シ私ヲ去リ邪ヲ棄テ忍ヒ難キヲ忍ヒ堪エ難キヲ堪エ荆棘ノ前途ヲ超ヘテ舉國一體一身ヲ捧シテ臣節ヲ全フシ帝國明日ノ進運ヲ確保スルハ正ニ今日ニ在リ苟モ徒ラナル激情ニ驅ラレテ暴勇ヲ振ヒ或ハ悲哀ニ溺レテ氣力ヲ消磨スルカ如キコトアルヘカラス況ンヤ和平ノ將來ニ安易ナル生活ノ幻影ヲ追フカ如キコトアラハ皇國ノ前途ハ遂ニ永遠ノ悲運ニ沈倫スルモ免レサルヘシ

今ヤ皇國ハ新ナル苦難ノ前ニ立テリ然レ共前途如何ニ苦難ニ滿チタリトスルモ我等ハ飽ク迄モ皇國ノ將來ヲ信シ新日本ノ興隆ニ對シ希望ヲ失フコトナク一大勇猛心ヲ振起シテ有ニル障碍ヲ突破シ皇運ヲ扶翼シ奉ルノ真摯ナル努力ニ生クルノ覚悟ヲ新ニセサルヘカラス

モトヨリ民族ノ努力ハ無限ニシテ一瞬モ休止スルヲ得ス古來偉大ナル民族ハ難局ニ際シテ能ク其ノ真価ヲ發揮シ幾多ノ試練ニ堪エテ益々其ノ偉大ヲ輝カシタリ 而シテ今ヤ日本民族ハ其ノ真価ヲ世界ニ問フヘキ歴史の時期ニ際会セリ想フニ皇國

ハ其ノ歴史ヲ通シテ世界ノ進運ニ貢献シ日本民族ハ幾多ノ歴史的時期ニ於テ真ニ偉大ナル能力ヲ發揮シ来レリ世界無比ノ尊
 厳ナル国体ノ存スル処国家ト民族ノ偉大ハ常ニ我等ト共ニ在リ我等カ国体ヘノ絶体無限ノ信仰ト民族ニ対スル自信トヲ以テ
 最悪ノ環境ニ在リテ尚国運ノ将来ニ向ツテ携マサル努力ヲ続クル限リ皇國ノ無窮ノ發展ト繁榮ハ断シテ疑ナキ所ナリサレハ
 今日ニ於テ最モ必要トスル所ノモノハ透徹セル国体護持ノ精神ニ基ク國民ノ秩序團結ナリ民族ノ力量ニ対スル自信ナリ何物
 ヲモ怖レサル勇氣ト献身の勞力ナリ

特ニ官吏ハ國民ノ範タル地位ニ在ルモノトシテ率先此ノ難局ニ当リ日本人タルノ真姿ヲ顯現シ尚モ逸スルコトナク畏キ
 聖旨ヲ奉体シ内閣告諭ニ遵由シ飽ク迄奉公ノ精神ニ燃エ旺盛ナル責任感ノ下冷静其ノ職務ノ遂行ニ尺座シ以テ帝國將來ノ進
 運ニ貢献シ聖慮ヲ安ンシ奉ルヘキナリ国家非常ノ悲局ニ際シ國民ノ團結固クシ上下ノ秩序ヲ維持シ以テ無窮ニ護持スルモ懸
 ツテ官吏ノ実践窮行ニ在リ諸官宣シク懃ヲ事態ノ重大性ニ致シ官吏タルノ自覺ヲ新ニシ前途ノ難局ニ対シ奮起セラレンコト
 フ望ム

昭和二年八月一五日

大藏大臣 広瀬 豊作

(4) 電報による示達(木更津稅彰會『木更津稅務署八〇年の歩み』(昭和五二)四頁より全文を引用す。日付は木更津稅務署
 収受印による。

(收受年月日、昭和二〇八月一八日)

イリ 一一一 トウケウ 七四五五 コニ キサラツ シ キサラツ ゼ イムシヨチヨウ (木更津稅務署長)

ジ タイツイニココニイタレルモゼ イムシコウホウシンニハカハリナキヲモツテシヨクインインド ウハンヨウシヨノ

ゴセイシンニノツトリヘイジ ヨウド ホリレイセイニシツムシダ イコクミンタルキンド ラジ スベシ」六トハホ

〔事態遂に並に到れるも稅務の執行方針には変りなきを以て職員一同は詔書の御精神に則る平常通り冷静に執務し大國民
 たる矜度を持すべし』東京財務局長〕

三 戦時体制の改革と税務行政の対応

税務署およびその管轄区域の統廃合が行われたことは、すでにのべた。

この改正は、ただちに所得税法における所得調査委員会官制、特に統廃合のあった税務署の所得調査委員の定数、管轄区域等にも影響するところから、九月一三日、大蔵省では、所得税法施行細則の一部を改正し、税務署、管轄区域の変更にあわせて、所得調査委員会制の整合的調整を図った。次に改正省令を示す。

なお、税務官庁等の所掌事務の分掌等についても、戦時色の払拭がみられた。また、これとともに、大蔵省では、官房長制がとられた。関係規定を示すと、次のとおりである。

◎大蔵省令第七十六号

所得税法施行細則中左ノ通改正シ昭和二十年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二十年九月十三日

大蔵大臣 津島 寿一

別表所得調査委員会設置区域及定数表中東京財務局ノ部中神田税務署、四谷税務署、本郷税務署、浅草税務署、本所税務署、深川税務署、荏原税務署、蒲田税務署、淀橋税務署、豊島税務署、足立税務署及横浜西税務署ノ項ヲ削リ麴町税務署、赤坂税務署、品川税務署及板橋税務署ノ項ヲ左ノ如ク改メ、「横浜中税務署」ヲ「横浜税務署」ニ改ム

長野市	相川	村上	糸魚川	安塚	高田	柏崎	十日町	小千谷		三條	卷	新発田	新潟市	板橋	品川	赤坂	麴町
長野市				郡部	高田市				郡部	長岡市	郡部	三條市	郡部	新潟市			
六人	六人	六人	五人	三人	六人	五人	七人	五人	六人	七人	六人	七人	五人	八人	七人	八人	八人

同表中東京財務局ノ部館林務署ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

岩村田	郡部	七人
上田	上田市	五人
諏訪	郡部	八人
伊那		八人
飯田		七人
木曾		七人
松本	松本市	五人
大町	郡部	六人
信濃中野		八人
		五人
		七人

同表中大阪財務局ノ部中港稅務署、大正稅務署、都島稅務署、大阪福島稅務署、東成稅務署、浪速稅務署、灘稅務署及兵庫稅務署ノ項ヲ削リ生野稅務署ノ項ヲ左ノ如ク改ム

一生野 一九人

同表中大阪財務局ノ部今津稅務署ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

福井	福井市	七人
大野	郡部	八人
武生		六人
敦賀		七人
小浜		六人
		六人

同表中名古屋財務局ノ部中柴稅務署及名古屋中稅務署ヲ削リ名古屋西稅務署及熱田稅務署ノ項ヲ左ノ如ク改ム

名古屋西	名古屋市西區、 中村區、栄區	十人
郡部	名古屋市南區、 中區、熱田區	五人
熱田郡部		八人
部		五人

同表中新潟財務局ノ部ヲ削ル
同表中「松山財務局」ヲ「高松財務局」ニ改メ同局ノ部中丸龜稅務署、長尾稅務署、土庄稅務署及高松稅務署ノ項ヲ削リ松山稅務署ノ項ノ前ニ左ノ如ク加フ

高松	高松市	七人
丸龜	丸龜市	五人
長尾	丸龜市以外	九人
土庄		六人

大藏省分課規程中改正（官報昭二〇・八・二四）

大藏省ニ於テハ今般大藏省分課規程中左ノ通改正シ昨二十三日ヨリ之ヲ施行セリ

第一條中「戰時施設課」ヲ「庶務課」ニ改ム

第六條中「戰時施設課」ヲ「庶務課」ニ改メ同條第一号ヲ削リ第二号ヲ第一号トシ以下順次一号宛繰上グ

同條第九号中「戰時ニ必要ナル」ヲ削ル

財務局分課規程中改正（官報昭二〇・八・三〇）

大藏省ニ於テハ今般財務局分課規程中左ノ通改正シ〔昭和二〇年〕八月二十八日ヨリ之ヲ施行セリ

第一条中「戦時施設課」ヲ「厚生課」ニ改ム

第四条中「戦時施設課」ヲ「厚生課」ニ改メ、同条第一号ヲ削リ第二号ヲ第一号トシ第三号ヲ第二号トス

第九条中「大東亞戦争ニ際シ」ヲ削ル

税務署分課規程中改正（官報昭二〇・九・二八）

大蔵省ニ於テハ今般税務署分課規程中左ノ通改正シ本〔昭和二〇年九〕月二二日ヨリ之ヲ施行セリ

第二条第十四号中「大東亞戦争ニ際シ」ヲ削ル

大蔵省分課規程中改正（官報昭二〇・九・三）

大蔵省ニ於テハ今般大蔵省分課規程中左ノ通改正シ一昨一日〔九月一日〕ヨリ之ヲ施行セリ

大臣官房分課規程中左ノ如ク改ム

第七条ノ次ニ左ノ一条ヲ加フ

第八条 大臣官房ニ官房長ヲ置ク

官房長ハ次官ノ命ヲ承ケ大臣官房各課ノ事務ヲ統括ス

国民貯蓄局分課規程中左ノ如ク改ム

第五条 削除

四 酒造組合に対する交付金の改正

戦後の酒造の態様に変化があったため、また基準交付金の額が、インフレーションによって実体とそぐわなくなつたため、その調整を行つた。要するに、交付金の基準の合理化をはかつたものといえよう。特に解説を要しないであらう。

改正細則と、改正前細則とを掲記しておく。

◎大蔵省令第七十一号

酒税法施行細則中左ノ通改正ス

昭和二十年八月二十七日

大蔵大臣 津島 寿一

第四条ヲ左ノ如ク改ム

第四条 酒税法施行規貯第七十四条第二項ノ規定ニ依リ酒造組合ニ対シ交付スベキ交付金ノ額ハ每酒造年度其ノ所属組合員ガ檢定ヲ受ケタル酒類(同規則第二十条第一項及同規則第七十一条ノ原料用ノ酒類ニシテ大蔵大臣ノ指定スルモノ並ニ同規則第七十一条ノ二ノ粕糖及蒸留前ノ酒類ヲ除ク)ノ製造石数十石ニ付左ノ割合ニ依リ算出シタル金額トス此ノ場合ニ於テ製造石数二十石未満ノ端数アルトキハ十石トシテ計算ス

一 麦酒 六十錢

二 果実酒 二円五十錢

三 麦酒及果実酒 以外ノ酒類 三円五十錢

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四条ノ改正規定ハ昭和十九年酒造年度分ノ交付金ヨリ之ヲ適用ス

改正前酒税法施行細則

第四条 酒税法施行規則第七十四条第二項ノ規定ニ依リ酒造組合ニ対シ交付スベキ交付金ノ額ハ每酒造年度其ノ所属組合員ガ檢定ヲ受ケタル酒類(同規則第二十条第一項及同規則第七十一条ノ原料用酒類並ニ同規則第七十一条ノ二ノ粕糖及蒸留前ノ酒類ヲ除ク)ノ製造石数十石ニ付左ノ割合ニ依リ算出シタル金額トス此ノ場合ニ於テ製造石数二十石未満ノ端数アルトキハ之ヲ十石トシテ計算ス

- 一 清酒、濁酒、白酒、味蘇及燒酎 三円五十銭
- 二 雜酒及果実酒 二円五十銭
- 三 合成清酒 一円五十銭
- 四 麦酒 三十銭

五 納税準備預金の目的外消費に対する宥措置

納税準備預金の目的外引出による流用について、戦後の特殊事情を勘案し、納税準備預金の合理的支出—消費—に對して、一定の宥措置を明らかにした。すなわち、

一 預金者又は其家族が

- (一) 戦時災害
 - (二) 其の他の災害
- により
- (一) 所得の基因たる資産
 - (二) 事業の用に供する資産
- について、甚大なる被害を受けたるとき。

二 (一) 預金者
(二) 其の家族
が納税義務がなくなったとき

三 指定金融機関↓廃止、廃止するとき。但しこの場合は、七日以内に他の指定金融機関へ預け替えることが必要である。

四 以上のほか、税務署長又は市町村長が、己むことをえざる事由ありと認むるとき、

右にともない、納税準備預金利子の課税免除規定の整合的改正があつた。
 以下において関係法令を示す。

◎大蔵省令第二号
 内務省令第二号

納税施設法施行規則中左ノ通改正ス

昭和二十年十一月九日

大蔵大臣 子爵 渋沢 敬三
 内務大臣 堀切善次郎

第三十三条 左ノ場合ニ於テハ法人ノ納税準備預金ニ付テハ稅務署長、其ノ他ノ納税準備預金ニ付テハ市町村長ノ承認ヲ受ケ第二
 十八條ニ規定スル租稅公課ノ納付以外ノ目的ノ為納税準備預金ヲ引出スコトヲ得
 一 預金者又ハ其ノ家族ガ戰時災害其ノ他ノ災害ニ因リ所得ノ基因タル資産又ハ事業ノ用ニ供スル資産ニ付甚大ナル被害ヲ受ケ
 タルトキ

二 預金者又ハ其ノ家族ガ第二十八條ニ規定スル租稅公課ノ納税義務ナキニ至リタルトキ

三 指定金融機關ガ業務ヲ廢止シ又ハ廢止セントスルトキ

四 前各号ノ外稅務署長又ハ市町村長ニ於テ己ムコトヲ得ザル事由アリト認メタルトキ

前項第三号ノ規定ニ依リ引出シタル納税準備預金ハ七日以内ニ他ノ指定金融機關ニ預ケ入ルベシ
 第三十七号ニ左ノ二項ヲ加フ

第三十三條第二項ノ規定ニ依リ納税準備預金ヲ預ケ入レタルトキハ當該納税準備預金引出ノ際支払ヲ受ケタル利子ニ對スル所得
 稅ハ之ヲ免除ス

前項ノ規定ニ依リ所得稅ノ免除ヲ受ケタル者所得稅ニ相当スル金額ノ還付ヲ受ケントスルトキハ所轄稅務署長ヲ經由シ財務局長

ニ請求書ヲ提出スベシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

六 高額登録税額の納付方法の簡易化

登録税額が五百円以上であるときは、税務署に申出て、納付の方法について指図を受けていたのを、官民相互の手数を省略し、納付の簡易化と事務能率の向上に資するため、申出の方法を廃止し、国税徴収法施行細則による納付書によって納付せしめることとした。

関係法令次のおり。

朕登録税法施行規則中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和二十年十月十日

内閣総理大臣 男爵 幣原喜重郎
大蔵大臣 子爵 渋沢 敬三

勅令第五百六十五号(官報一〇月二一日)

登録税法施行規則中左ノ通改正ス

第一条中「五百円以上ナルトキハ税務署ニ申出テ」ヲ「以上ナルトキ又印紙ヲ以テ登録税ヲ納メ難キ事由アルトキハ」ニ改ム
附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

改正前第一条は、「登録税額五百円以上ナルトキハ税務署ニ申出テ現金ヲ以テ納ムルコトヲ得」とある。

◎大蔵省令第八十五号

登録税法施行規則第二条ノ規定ニ依ル登録税ノ納付ニ関スル件左ノ通定ム

昭和二十年十月十一日

大蔵大臣 子爵 渋沢 敬三

登録税法施行規則第二条ノ規定ニ依リ登録税ヲ納付セントスル者ハ当該税額ヲ国税徴収法施行細則第八号書式ノ納付書ヲ添へ最寄ノ日本銀行本店又ハ代理店ニ納付スベシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

七 戦時色の払拭

(一) 軍需産業の基幹法の廃止

戦時色の払拭は、九月二日の降伏文書の調印以来、政府の自発的発意によるものと、連合国軍の発出した覚書及びそれに伴ういわゆるポ勅による緊急勅令によってすめられた。また、第八九回帝国議会が開会されるや、政府も、戦時色の濃厚な法令の廃止を意図して、議会に提案した。

国家総動員法及戦時緊急措置法廃止法律案の上程があげられる。

政府は、橋樑渡法制局長官をして、昭和二〇年一二月四日、貴族院において、次のように、その提案理由を説明した。^{*}

○只今上程セラレマシタ國家總動員法及戰時緊急措置法廃止法律案ニ付キ提案ノ趣旨及ビ法案ノ大綱ヲ御説明申上ゲマス。

國家總動員法ハ戰時又ハ事變ニ際シ、國防目的達成ノ為メ全國力ヲ最モ有効ニ發揮スル為メ各般ノ資源ノ統制運用スルノ目的ヲ以テ、去ル第七十三帝國議會ノ協賛ヲ經テ制定セラレタノデアリマス、而シテ本法ハ昭和一三年五月其ノ施行以來、國防目的達成ノ為メナサレタル各般ノ統制ノ根幹タル法律トシテ広ク其ノ適用ヲ見テ參ツタノデアリマス。又戰時緊急措置法ハ戰爭ノ最終的段階ニ於テ、國家ノ危急ヲ克服センガ為メ應機ノ措置ヲ講ズル必要上、去ル第八十七議會ノ協賛ヲ經テ本年六月ニ制定公布セラレ、政府ニ對シ、強力ナル非常措置ノ權限ヲ与ヘタ法律デアリマス。終戦後ノ今日ニ於キマシテハ、總テノ戰時法令ハ何レモ能フ限り整理改廃ヲ致スベキデアリマスガ、特ニ此ノ法律ニハ戰時法令ノ根幹ヲナスモノデアリマスカラ、一刻モ早ク之ヲ整理スルコトガ妥当ト信ジ、並ニ兩法律ノ廢止法律案ヲ提出致シタ次第デアリマス。

唯終戦後ノ諸般ノ事情ニ即応スル善後措置ヲ十分ニ講ズルコトナクシテ、直チニ是等ノ法律ヲ廢止致シマスナラバ、是等ノ法律ニ依リテ形成サレマシタ現状ヲ急激ニ改變スルコトナリ、却テ社会秩序ノ動搖ヲ來ス処ガアリマスノデ、現ニ存スル勅令ニ関スル限り、且ツ終戦後ノ事態ニ対応シ、国民生活ヲ維持安定セシメルニ必要ナル限度ニ於テ、暫定的ニ六箇月ヲ限り、是等ニ法律ノ効力ヲ認メルコトト致シタ次第デアリマス、勿論其ノ間ニ於キマシテモ整理スベキモノハ速カニ之ヲ整理シマシテ、円滑平穩裡ニ戰時法令ノ廢止ニ終止符ヲ打タントスルモノデアリ

マシテ、是等ニ関シ必要ナル經過的規定ヲ附則ニ於テ設ケタ次第デアリマス、何卒宣シク御審議ノ上御協賛アランコトヲ御願イ申上ゲマス（拍手）。

* 衆議院に於ては、昭和二〇年二月二三日、政府は、その提案理由の趣旨説明を行った。内容は貴族院の場合と同様である。

さらに、一二月八日、政府は、連合国の意向をうけて、特殊会社であった大日本航空株式会社法の廃止法律を提案し、政府は、貴族院において田中武雄國務大臣をして、次により、その提案理由を説明した。

○只今議題トナリマシタ大日本航空株式会社法廃止法律案ニ付キマシテ、其提案ノ理由ヲ御説明申上ゲマス。御承知ノ通り、大日本航空株式会社法ハ昭和一四年第七十四回帝國議會ノ協賛ヲ經テ制定セラレマシタルモノデアリマスカ、本法ニ依リ設立セラレマシタル特殊会社大日本航空株式会社ハ、國家ノ特別ナル助成ト指導監督ノ下ニ我が國内外航空運輸事業ノ振興ヲ図リマスルト同時ニ、大陸航空輸送事業ノ興隆ヲ助成スルノ目的ヲ有スルモノデアリマス。然ルニ帝國今次ノ敗戦ニ因リマシテ、連合國ハ我が國ニ對シ、凡ソ航空ニ關スル國民ノ活動ハ原則トシテ一切之ヲ禁止スルノ方針ヲ採ツテ居ルノデアリマシテ、右目的ヲ有シマスル所ノ大日本航空株式会社ハ到底其存立ヲ許サレザル事態ニ立到リマシタノデ、同社ハ去ル一〇月三一日ヲ以テ解散シ、目下清算手續ヲ進行中ナノデゴザイマス。茲ニ於キマシテ政府ハ大日本航空株式会社法ヲ廃止スルヲ適當ト認メマシテ、同法廃止法律案ヲ提出致シマシタ次第デアリマス。何卒御審議ノ上速カニ御協賛下サレマスヨウニ御願ヲ申上ゲマス。

衆議院においても、同年一二月二日、提案理由の説明が、貴族院の場合と、ほぼ同じであった。

さらにまた、同日、政府は、戦時經濟を支えた石油業法外十三法律の廃止について提案した。小笠原三九郎國務大

臣は、貴族院において、次のように提案理由を説明した。

○商工省關係ノ提出法案デアリマス石油業法外十三法律ノ廃止ニ付テ御説明申上ゲマス。先ヅ第一ニ石油業法外九事業法ノ廃止問題ニ付テ御説明致シマス。抑々所謂事業法ノ内容ハ各種事業法ニ付テ殆ド共通デアリマシテ、事業ノ開始ニ付、許可制ヲ採用シテ居ルコトト免税其ノ他ノ經濟上ノ特典ヲ与ヘラレテ居ルコト、及び必要ナル監督規定ヲ置イテ居ルコトガ其ノ骨子ヲ為スノデアリマス、其ノ狙ヒハ各軍需事業ノ發達ヲ助長セムトスルニ在ルノデアリマス、併シナガラ終戦ト共ニ經濟ノ基調ニ変化ヲ來シ、法律ノ規定ヲ以テ許可制度ヲ採用スルコトハ、是等事業ニ付テハ不適當デアリマスノマナラズ、免税其ノ他ノ經濟上ノ保護モ、企業ノ自由ナル活動ヲ基本トスル今後ノ經濟ノ下ニ於キマシテハ、当然撤廃スベキモノデアリマスルノデ、此ノ際一括シテ廃止スルコトト致シタイト存ジマス。第二トシテ軍需会社法ノ廃止ニ付、御説明申上ゲマス。本法ハ御承知ノ通り、戦時中、就中既ニ情勢極度ニ逼迫シ來レル昭和一八年一〇月末、軍需省ノ設置ト歩調ヲ合セテ制定セラレタモノデアリマシテ、其ノ内容ハ軍需生産増強ノ為、軍需企業ニ付、生産責任体制ヲ確立セムトスルニアツタノデアリマスルガ、戦争終結ト共ニ斯カル戦時中ノミニ存続ノ意義ヲ有スル法律ハ之ヲ残置スルノ必要ハ全ク失ハレマシタノデ、既ニ昭和二〇年八月一五日附ヲ以テマシテ、軍需会社ノ指定取消ヲ實施致シマシタ結果、本法ハ現ニ死文化シテ居ルノデアリマシテ、此ノ際之ヲ廃止セムトスルモノデアリマス。次に輸出入品等臨時措置法ノ廃止ノ問題デアリマスルガ、是ハ別ニ提案サレマスル國家總動員法ノ廃止ト歩調ヲ合セタモノデゴザイマシテ、戦時中經濟統制ノ基本ヲ為シタ此ノ兩法律ガ、終戦ト共ニ廃止サレマスルノハ寧ろ当然ノ措置ト考エラレルノデアリマス、唯俄カニ何等ノ見透シモナク統制ヲ撤廢致シマシテ、混乱ヲ招來スルコトノナイヨウ、總動員法ノ場合ト軌ヲ一ニシ、六箇月間ノ期間ヲ限り、一応既ニ為

サレマシタ命令又ハ処分ノ効力ハ經過的ニ存続セシムルコトト致シマシタガ、撤廃スルモ支障ノナイ規則ニ付キマシテハ、今後ト雖モ逐次廃止スル方針デ進ム次第デアリマス、尚総動員法廃止ト関連致シマシテ、昭和一七年法律第十七号即チ重要産業団体令ニ依ル統制会ニ行政官庁ノ職權ヲ行ハシムルコトヲ規定シタ法律ノ廃止ニ付テ一言申上ゲマス。統制会廃止ニ付マシテハ、未ダ連合國側トモ打合せ中デアリマシテ、断定的ナコトハ申上ゲラレマセンガ、権限委譲ノ対象トナリマシタ各種ノ事業法、統制法規等ハ逐次撤廃セラレツツアルノデアリマシテ、各統制会自身モノソレゾレ自主的の団体ニ改組セムトスル機運強キニ鑑ミマシテ、総動員法廃止ノ此ノ機會ニ戰時統制ノ残渣タル権限委譲ノ法律ヲモ撤廃スルモノデアリマス。次ニ多少毛色ノ違ツタ問題デアリマスルガ、石油専売法ノ廃止ニ付テ御説明申上ゲマス、戰時中極度ニ不足セル石油ヲ軍需産業等ニ迅速的確ニ配給スル為、専売制度ヲ採用スルニ至リマシタコトハ御承知ノ通りデゴザイマス。併シナガラ斯卡ル措置ハ戰時中ノ必要ニ基ク變則的ナモノデアリマスルノデ、終戦ト共ニ能フ限り官治統制ヲ廢シ、自治統制ニ移行スル為、國家專売ノ方式ハ之ヲ撤廢シ、石油配給制規則ヲ中核トスル、石油配給統制株式会社ノ運用ニ依リマシテ、今後ノ統制ヲ行フコトトシ、並ニ石油専売法ノ廢止ヲ提案致シマシタ次第デアリマス。最後ニ各省共通ニ關係アル事項デゴザイマスルガ、戰時行政特例法ノ廢止ニ付テ申上ゲマス。本法ハ大東亞戰爭中生産力拡充其ノ他綜合國力發揮ノ為ニハ、第一ニ必要ニ応ジ法規ニ基ク禁止又ハ制限ノ解除ヲナシ得ルコト、第二ニ甲ノ行政庁又ハ官吏ノ職權ヲ、乙ノ行政庁又ハ官吏ヲシテ、之ヲ行ハシメ得ルコトヲ其ノ内容トスルノデアリマスルガ、是ハ戰爭中ノ非常事態ヲ前提トスルモノデアリマシテ、終戦ト共ニ撤廢スベキコトハ論ヲ俟タヌモノト考エルノデゴザイマス。以上多岐ニ互リマス商工省關係法律ノ廢止ニ付テ申述ベマシタガ、要スルニ其ノ内容ハ戰時色濃厚ナ法律及ビ存置スル必要ノナイ法律ノ廢止ト云フコトニ落着ク訳デ

ゴザイマシテ、今後ノ經濟組織ヲドウスルカト云ウ基本問題ニ付マシテハ、連合國側、民間其ノ他關係各方面ノ意見ヲ十分ニ徴シマシテ、慎重ニ立案スル必要ガアリマスル關係上、今議會ニハ提案スルノ運ビニ至ツテ居ラヌ次第デアリマス。

以上ヲ以テ私ノ説明ヲ終リタイト存ジマスルガ、何卒慎重御審議ノ上、速カニ御協賛アラムコトヲ希望致シマス。

衆議院においても、同年二月一二日右と同様の趣旨説明があつた。

以上、それぞれの提案理由が議會において説明された後、國家總動員法及戰時緊急措置法廃止法律は、二月一九日公布、官報へは二〇日掲載され、石油業法外十三法律廃止法律は、二月二〇日公布、翌二一日に官報へ掲載、また大日本航空株式会社法廃止法律は、二月二七日、官報へは翌二八日ニ掲載された。

これらの廃止法律と租税との關係は、戰時中の特例優遇措置としての課税免除、又は軽減措置（例えば、加速度償却等）が主体であつたため、廃止法律によつて、これらの優遇措置が消えることとなつたのである。

今さらでもないが、これら戰時中の課税免除、軽減方式は、やがてまた經濟復興の推進へと、政策の轉換とともにつながつていく可能性をもつもので、當時の廃止される関連法令を一応見ておくことも無駄ではあるまい。以下において廃止法律、そして廃止される法律を収録しておく。

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル國家總動員法及戰時緊急措置法廃止法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

昭和二十年十二月十九日

六〇六

法律第四十四号 (官報 二月二〇日)

国家総動員法及戦時緊急措置法ハ之ヲ廃止ス

附 則

① 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

② 本法施行ノ際現ニ存スル旧法ニ基ク勅令に付テハ本法施行後六月間ヲ限り旧法 (国家総動員法第一条乃至第三条ノ規定ヲ除ク) ハ仍其ノ効力ヲ有ス此ノ場合ニ於テハ国家総動員法中戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハトアリ若ハ国家総動員上必要アル

内閣総理大臣兼 第一復員大臣	男爵 幣原喜重郎
農林大臣	岩田 宙造
文部大臣	松村 謙三
外務大臣	前田 多門
内務大臣	吉田 茂
国務大臣	堀切善次郎
厚生大臣	松本 丞治
国務大臣	芦田 均
大蔵大臣	次田大三郎
運輸大臣	子爵 渋沢 敬三
商工大臣	田中 武雄
国務大臣	小笠原三九郎
	小林 一三

トキハトアリ又ハ戰時緊急措置法中大東亞戰爭ニ際シ國家ノ危急ヲ克服スル為緊急ノ必要アルトキハトアルハ終戦後ノ事態ニ對
 如シ國民生活ノ維持及安定ヲ図ル為特ニ必要アルトキハトシ國家總動員法中總動員業務トアルハ國民生活ノ維持及安定ヲ図ル為
 特ニ必要ナル業務トシ總動員物資トアルハ國民生活ノ維持及安定ヲ図ル為特ニ必要ナル物資トス

③前項ノ規定ニ依リ効力ヲ有スル勅令ハ其ノ規定スル事項ノ範圍内ニ於テ之ヲ改正スルコト妨ゲズ

④本法施行前(附則第二項ノ場合ニ於テハ同項ノ規定ニ依ル期間内以下同シ)ニ旧法ニ依リ為シタル命令、処分又ハ行為ニ係ル優
 先買受、課税標準ノ計算ニ関スル特例、租税減免及損失補償、本法施行前ニ清算ヲ開始シタル団体又ハ会社ニシテ旧法ニ依リ設
 立セラレタルモノ並ニ本法施行前ニ為シタル行為ニ對スル罰則ノ適用ニ付テハ旧法ハ本法施行後(附則第二項ノ場合ニ於テハ同
 項ノ規定ニ依ル期間經過後)ト雖モ仍其ノ効力ヲ有ス

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル石油業法外十三法律廢止法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

昭和二十年十二月二十日

厚	内閣總理大臣兼	
生	第二復員大臣	
大	男爵 幣原喜重郎	
臣	司法大臣	岩田 宙造
	農林大臣	松村 謙三
	文部大臣	前田 多門
	外務大臣	吉田 茂
	内務大臣	堀切善次郎
	國務大臣	松本 丞治
	厚生大臣	芦田 均

国務大臣	次田大三郎
大藏大臣	子爵 渋沢 敬三
運輸大臣	田中 武雄
商工大臣	小笠原三九郎
国務大臣	小林 一三

法律第四十九号 (官報 二月二日)

左ノ法律ハ之ヲ廃止ス

石油業法

自動車製造事業法

人造石油製造事業法

製鉄事業法

工作機械製造事業法

航空機製造事業法

軽金属製造事業法

有機合成事業法

重要機械製造事業法

石油専売法

戦時行政特例法

軍需会社法

昭和十二年法律第九十二号 (輸出入品等ニ関スル臨時措置ニ関スル件)

昭和十七年法律第十五号 (國家總動員法第十八条ノ規定ニ依ル法人等ヲシテ行政官庁ノ職權ヲ行ハシムルコトニ関スル件)

附則

第一条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和二一・四・一ヨリ施行、昭和二一勅令一八一号)

第二条 本法施行前ニ為シタル行為ニ対スル罰則ノ適用ニ付テハ旧法ハ本法施行後ト雖モ仍其ノ効力ヲ有ス

第三条 自動車製造事業法、人造石油製造事業法、製鉄事業法、工作機械製造事業法、航空機製造事業法、軽金属製造事業法、有機合成事業法又ハ重要機械製造事業法ニ依ル所得税又ハ所得ニ対スル法人税及營業税ノ免除並ニ課税ノ禁止ニ付テハ個人ノ事業ニ在リテハ昭和二十年分、法人ノ事業ニ在リテハ本法施行前ニ終了シタル事業年分ヲ限り旧法ハ本法施行後ト雖モ仍其ノ効力ヲ有ス

第四条 人造石油製造事業法、工作機械製造事業法、航空機製造事業法、軽金属製造事業法、有機合成事業法又ハ重要機械製造事業法ニ依ル土地ノ収用又ハ使用ニシテ其ノ収用又ハ使用ノ時期ガ本法施行前ノモノニ付テハ旧法ハ本法施行後ト雖モ仍其ノ効力ヲ有ス

第五条 本法施行前製鉄事業法第十四条又ハ有機合成事業法第十二条若ハ第二十一条ノ規定ニ依リ交付シタル奨励金ノ返還ニ付テハ旧法ハ本法施行後ト雖モ仍其ノ効力ヲ有ス

第六条 工作機械製造事業法第三条ノ許可ヲ受ケタル株式会社ノ設備ノ償却金額ノ補給及補給金ノ償還又ハ返還並ニ同法第十条第一項ノ認可ヲ受ケタル株式会社ノ利益金ノ処分ニ付テハ旧法ハ本法施行後ト雖モ仍其ノ効力ヲ有ス

第七条 石油専売法第七条ノ規定ニ依ル賠償金ニ付テハ旧法ハ本法施行後ト雖モ仍其ノ効力ヲ有ス

第八条 本法施行前軍需会社法第八条、第九条、第十一条又ハ第十二条ノ規定ニ依リ政府ノ為シタル命令又ハ処分ニ因リ生ジタル損失ノ補償ニ付テハ本法施行後ト雖モ仍其ノ効力ヲ有ス

第九条 本法施行ノ際現ニ存スル昭和十二年法律第九十二号ニ基ク命令又ハ処分ニ付テハ本法施行後六月間ヲ限り旧法ハ仍其ノ効力ヲ有ス此ノ場合ニ於テハ大東亞戦争ニ関連シ国民經濟ノ運行ヲ確保スル為トアルハ終戦後ノ事態ニ対処シ国民生活ノ維持及安定ヲ図ル為トス

②前項ノ規定ニ依リ効力ヲ有スル命令又ハ其ノ規定スル事項ノ範圍内ニ於テ之ヲ改正スルコトヲ妨ズ

③第一項ノ規定ニ依ル期間内ニ為シタル行為ニ対スル罰則ノ適用ニ付テハ旧法ハ同項ノ規定ニ依ル期間經過後ト雖モ仍其ノ効力ヲ

有ス

第十条 燃料局特別會計法中左ノ通改正ス(左ノ通略)

第十一条 本法施行ノ際燃料局特別會計ニ屬スル石油ニ關スル收入及支出ノ未済額ハ之ヲ燃料局特別會計ノ收入及支出ノ未済額ト
ス

第十二条 軍需金融等特別措置法中左ノ通改正ス(左ノ通略)

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル大日本航空株式會社法廢止法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和二十年十二月二七日

内閣總理大臣兼
第一復員大臣 男爵 幣原喜重郎
第二復員大臣

外務大臣 吉田 茂

内務大臣 堀切善次郎

大藏大臣 子爵 渋沢 敬三

運輸大臣 田中 武雄

法律第六十二号(官報一二月二八日)

大日本航空株式會社法ハ之ヲ廢止ス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

旧法ハ旧法ニ依リ為シタル命令ニ係ル損失補償及租税ノ免除其ノ他課税ニ付テハ本法施行後ト雖モ仍其ノ効力ヲ有ス

大日本航空株式会社法施行令廃止ノ件（勅令七二三号（官報二月二八日））

大日本航空株式会社法施行令ハ之ヲ廃止ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

旧令ハ大日本航空株式会社法ニ依リ為シタル命令ニ係ル損失補償並ニ租税ノ免除課税ノ禁止ニ付テハ本令施行後ト雖モ仍其ノ効力ヲ有ス

◎大蔵省令第一百十号

昭和十五年大蔵省令第二十二号（昭和十四年大蔵省令第四十号（大日本航空株式会社法ニ依リ所得税又ハ營業収益税ノ免除ヲ受ケントスルトキノ申請ニ関スル件）改正）ハ之ヲ廃止ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

旧令ハ本令施行後ト雖モ大日本航空株式会社ノ清算終了ニ至ル迄ハ仍其ノ効力ヲ有ス

昭和二十年十二月二十八日

大蔵大臣 子爵 渋沢 敬三

国家総動員法（昭和二三・四・一法五五）

施行 昭和二三・五・五（昭和二三勅三二五）

改正 昭和一九法六八、昭和一九法一九、昭和一九法四

廃止 昭和二二・四・一（昭和二〇法四四）

第一条 本法ニ於テ国家総動員トハ戦時（戦争ニ準ズベキ事変ノ場合ヲ含ム以下之ニ同ジ）ニ際シ国防目的達成ノ為國ノ全力ヲ最モ有効ニ發揮セシムル様人的及物的資源ヲ統制運用スルヲ謂フ

第二十六条ノ二 政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ事業ニ属スル設備又ハ權利ノ譲渡其ノ他ノ処分、出資、使用又ハ移動ニ関シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

第二十六条ノ三 政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ事業ノ開始、委託、共同経営、譲渡、廃止若ハ休止又ハ法人ノ目的変更、合併若ハ解散ニ関シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

第一八条 政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ同種若ハ異種ノ事業ノ事業主又ハ其ノ団体ニ対シ当該事業ノ統制又ハ統制ノ為ニスル経営ヲ目的トスル団体又ハ会社ノ設立ヲ命ズルコトヲ得

②前項ノ命令ニ依リ設立セラルル団体ハ法人トス

③第一項ノ規定ニ依リ設立ヲ命ゼラレタル者其ノ設立ヲ為サザルトキハ政府ハ定款ノ作成其ノ他設立ニ関シ必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

④⑤⑥ 略

第一八条ノ三 第十六条ノ二ノ規定ニ依ル設備若ハ權利ノ譲渡若ハ出資、第十六条ノ三ノ規定ニ依ル事業ノ譲渡若ハ法人ノ合併又ハ第十八条第一項若ハ第三項ノ規定ニ依リ設立セラレレ団体若ハ会社ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ課税標準ノ計算ニ関スル特例ヲ設ケ又ハ租税ノ減免ヲ為スコトヲ得

附 則

①本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和一一・五・五施行、昭和一三勅令三一五号）

戦時緊急措置法（本誌五七一・五七二頁参照）

自動車製造事業法（抄録）（昭和一一・五・二九法律三三三号 改正昭一五法律五八号）

第六条 自動車製造会社ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ第三条ノ許可ヲ受ケタル年及其ノ翌年ヨリ五年間其ノ事業ニ付所得ニ対スル法人税及營業稅ヲ免除ス

②前項ノ事業ヨリ生ズル所得又ハ純益ガ各事業年度ノ資本金額ニ対シ年百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ヤルトキハ其ノ超過額ニ相当スル所得又ハ純益ニ付テハ前項ノ規定ヲ適用セズ但シ第三条ノ許可ヲ受ケタル年及其ノ翌年ヨリ三年間ハ此ノ限ニ在ラス

③前項ノ資本金額ノ計算方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七条 北海道、府県及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ前条ノ規定ニ依リ所得ニ対スル法人税及營業稅ヲ免除セラレタル自動車製造会社ニハ前条第二項ノ規定ニ依リ賦課セラレタル營業稅ノ附加稅ヲ除クノ外其ノ免除セラレタル事業ニ対シ課稅スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ基キ政府ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和一一・七・一一ヨリ施行 昭和一一勅令一六九号)

〔自動車製造事業法施行令〕

第二条ノ二 自動車製造事業法第六條第二項ノ各事業年度ノ資本金額ハ各月末ニ於ケル払込株式金額及積立金額ノ月割平均ヲ以テ之ヲ計算ス

②前項ニ於テ積立金トハ積立金其ノ他名義ノ何タルヲ問ハズ法人ノ各事業年度ノ所得中其ノ留保シタル金額ヲ謂フ

③法人税及臨時利得稅トシテ納付スベキ金額ハ前項ノ留保シタル金額ニハ之ヲ算入セズ

第二条ノ三 前条ノ場合ニ於テ自動車製造事業法第六條第一項ノ規定ニ依リ法人税及營業稅ノ免除ヲ受クル事業ト其ノ他ノ事業トヲ營ム法人ノ資本金額ハ總資産価額ニ対スル当該自動車製造事業ヨリ生ズル所得又ハ純益ノ基本タル資産価額ノ割合ヲ總資本金額ニ乗ジ之ヲ計算ス

前項ノ場合ニ於テ資産価額ノ割合ニ依ルヲ不適当トストキハ收入金ノ割合又ハ所得若ハ純益ノ割合其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ計算ス

第二条ノ四 自動車製造事業法第六條第二項ノ資本金額ニ対スル年百分ノ十ノ割合ノ金額ハ当該事業年度ノ月數ヲ資本金額ニ乗ジ

之ヲ十二分シタル金額ニ百分ノ十ヲ乗ジテ之ヲ計算ス

②前項ノ月數ハ曆ニ從ヒ之ヲ計算シ一月未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ一月トス

第三条 自動車製造事業法第六條ノ規定ニ依リ法人税又ハ營業稅ノ免除ヲ受ケントスル者ハ法人稅法第十八條又ハ營業稅法第十五條ノ規定ニ依リ所得又ハ純益金額ヲ申告スルトキ其ノ旨所轄稅務署ニ申請スベシ

②前項ノ場合ニ於テ法人稅及營業稅ノ免除ヲ受クベキ事業ヨリ生ズル所得又ハ純益ト其ノ他ノ所得又ハ純益トヲ有スルトキハ之ヲ區別シタル計算書ヲ添附スベシ

第四條 自動車製造事業法第六條ノ規定ニ依リ法人稅及營業稅ノ免除ヲ受クベキ事業ヲ繼續シ又ハ其ノ繼續ト認ムベキ事實アル者ハ其ノ事業ニ付法人稅及營業稅ノ免除期間ノ殘存スルトキニ限り其ノ免除期間ヲ繼承ス

②自動車製造会社タリシ者再ビ自動車製造事業法第三條ノ許可ヲ受ケタルトキハ同法第六條ノ規定ノ適用ニ付テハ前ノ免除期間ヲ通算ス

人造石油製造事業法（抄録）（昭和一一・八・一〇法律五二號、一三・一・二五施行、昭和二三年勅令四〇號）

（改正 昭和一一五法律五九號、昭和一一六法律七一號）

第六條 人造石油製造会社ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ日ヨリ十年間其ノ事業ニ付所得ニ對スル法人稅及營業稅ヲ免除ス
②前項ノ事業ヨリ生ズル所得又ハ純益ガ各事業年度ノ資本金額ニ對シ年百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額ニ相當スル所得又ハ純益ニ付テハ前項ノ規定ヲ適用セズ但シ開業ノ年及其ノ翌年ヨリ三年間ハ此ノ限ニ在ラズ

③前項ノ資本金額ノ計算方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 北海道、府県及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ前條ノ規定ニ依リ所得ニ對スル法人稅及營業稅ヲ免除セラレタル人造石油製造会社ニハ前條第二項ノ規定ニ依リ賦課セラレタル營業稅ノ附加稅ヲ除クノ外其ノ免除セラレタル事業ニ對シ賦課スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ基キ政府ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

〔施行令〕

第三條ノ二 人造石油製造事業法第六條第二項ノ各事業年度ノ資本金額ハ各月末ニ於ケル払込株式金額及積立金額ノ月割平均ヲ以

テ之ヲ計算ス

②前項ニ於テ積立金トハ積立金其ノ他名義ノ何タルヲ問ハズ法人ノ各事業年度ノ所得中其ノ留保シタル金額ヲ謂フ

③法人税及臨時利得税トシテ納付スベキ金額ハ前項ノ留保シタル金額ニハ之ヲ算入セズ

第三条ノ三 前条ノ場合ニ於テ人造石油製造事業法第六条第一項ノ規定ニ依リ法人税及營業税ノ免除ヲ受クル事業ト其ノ他ノ事業トヲ営ム法人ノ資本金額ハ総資産価額ニ対スル当該人造石油製造事業ヨリ生ズル所得又ハ純益ノ基本タル資産価額ノ割合ヲ總資本金額ニ乗ジ之ヲ計算ス

②前項ノ場合ニ於テ資産価額ノ割合ニ依ルヲ不適當トスルトキハ収入金ノ割合又ハ所得若ハ純益ノ割合其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ計算ス

第三条ノ四 人造石油製造事業法第六条第二項ノ資本金額ニ対スル年百分ノ十ノ割合ノ金額ハ当該事業年度ノ月数ヲ資本金額ニ乗ジ之ヲ十二分シタル金額ニ百分ノ十ヲ乘ジテ之ヲ計算ス

②前項ノ月数ハ曆ニ從ヒ之ヲ計算シ一月未滿ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ一月トス

第四条 人造石油製造事業法第六条ノ規定ニ依リ法人税又ハ營業税ノ免除ヲ受ケントスル会社ハ法人税法第十八条又ハ營業税法第十五条ノ規定ニ依リ所得又ハ純益金額ヲ申告スルトキ其ノ旨所轄稅務署ニ申請スベシ

③前項ノ場合ニ於テ法人税及營業税ノ免除ヲ受クベキ事業ヨリ生ズル所得又ハ純益ト其ノ他ノ所得又ハ純益トヲ有スルトキハ之ヲ區別シタル計算書ヲ添附スベシ

製鉄事業法（抄録）（昭和一一・八・一三法律六八号、改正昭和一一五法律五八号）

第三条 製鉄事業ヲ営マントスル者ハ政府ノ許可ヲ受クベシ但シ命令ヲ以テ定ムル製鉄事業ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

②本法ニ定ムルモノノ外前項ノ許可ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四条 前条ノ許可ヲ受ケタル者（製鉄事業者）ハ政府ノ指定スル期間内ニ其ノ事業ヲ開始スベシ

②政府ハ正當ノ事由アリト認ムル場合ニ限り前項ノ期間ノ延長ヲ許可スルコトヲ得

③製鉄事業者前二項ノ期間内ニ其ノ事業ヲ開始セザルトキハ前条ノ許可ハ其ノ効力ヲ失フ

第五條 製鉄事業者其ノ設備ヲ増設シ又ハ變更セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ

第六條 一ノ場所ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ一年十萬屯以上ノ製鉄能力及一年十萬屯以上ノ製鋼能力ヲ有スル設備ヲ以テ營ム製鉄事業ハ土地収用法第二條ノ土地ヲ収用又ハ使用スルコトヲ得ル事業トシ同法ヲ適用ス

第七條 第三條ノ許可ヲ受ケ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ指定スル期間内ニ前條ニ規定スル設備ヲ新設シタル製鉄事業者ニハ設備完成ノ年及其ノ翌年ヨリ十五年間其ノ設備ヲ以テ營ム製鉄事業ニ付所得税又ハ所得ニ対スル法人税及營業税ヲ免除ス

②前項ノ製鉄事業者其ノ設備完成前其ノ設備ノ一部ヲ以テ製鉄事業ヲ營ム場合ニ於テモ其ノ事業ニ付所得税又ハ所得ニ対スル法人税及營業税ヲ免除ス但シ前項ノ規定ニ依ル期間内ニ設備ヲ完成セザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

③前二項ノ製鉄事業ヨリ生ズル所得又ハ純益ガ法人ニ在リテハ各事業年度、個人ニ在リテハ各年ノ資本金額ニ対シ年百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額ニ相当スル所得又ハ純益ニ付テハ前二項ノ規定ヲ適用セズ但シ所得税法第五條、法人税法第十二條又ハ營業税法第十二條ノ規定ノ適用ヲ妨ゲズ

②前項ノ資本金額ノ計算方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 第六條ノ規定ニ該当セザル設備ヲ有スル製鉄事業者其ノ設備ニ付第五條ノ増設ノ許可ヲ受ケ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ指定スル期間内ニ第六條ノ規定ニ該当スルニ至ルベキ設備ヲ増設シタルトキハ其ノ増設シタル設備ヲ以テ營ム製鉄事業ニ付前條ノ規定ヲ準用ス

②第六條ニ規定スル設備ヲ以テ營ム製鉄事業者第五條ノ増設ノ許可ヲ受ケ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ指定スル期間内ニ其ノ場所ニ於テ製鉄又ハ製鋼ノ設備ヲ増設シタルトキ亦前項ニ同ジ

第九條 第三條ノ許可又ハ第五條ノ増設ノ許可ヲ受ケ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ指定スル期間内ニ一ノ場所ニ於テ一年五千二百五十屯以上ノ製鋼能力ヲ有スル設備ヲ新設シ又ハ増設シタル鍛鋼品又ハ鑄鋼品ノ製造事業者ニハ第七條ノ規定ヲ準用ス

②第三條ノ許可又ハ第五條ノ増設ノ許可ヲ受ケ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ指定スル期間内ニ一ノ場所ニ於テ一年二千五百屯以上ノ製鉄能力及又ハ製鋼能力ヲ有スル設備ヲ新設シ又ハ増設シタル低磷銑鉄製造事業者、坩堝製鋼事業者及電氣製鉄事業者ニ付亦前項ニ同ジ

第十條 第三條ノ許可又ハ第五條ノ増設ノ許可ヲ受ケ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ指定スル期間内ニ砂鉄又ハ命令ヲ以テ定ムル鉄

鉄ノ製鍊ヲ目的トスル特殊ノ設備ヲ新設シ又ハ増設シタル製鉄事業者ニハ其ノ設備ヲ以テ営ム製鉄事業ニ付第七条ノ規定ヲ準用ス

第十一条 砂鉄又ハ前条ノ鉄鉱ヲ配合シテ製鉄ヲ為ス製鉄事業者ニハ配合ノ割合ニ応ジ其ノ製鉄事業ニ付本法施行ノ日ヨリ十五年間命令ノ定ムル所ニ依リ所得税又ハ所得ニ対スル法人税及營業税ヲ免除ス

②第七条第三項及第四項ノ規定ハ前項ノ製鉄事業ニ付之ヲ準用ス

第十二条 北海道、府県及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ本法ニ依リ(第七条第三項但書ノ場合ヲ含ム)所得税又ハ所得ニ対スル法人税及營業税ヲ免除セラレタル製鉄事業者ニハ第七条第三項(第十条及前条第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ賦課セラレタル營業税ノ附加税ヲ除クノ外其ノ免除セラレタル事業ニ対シ課税スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ基キ政府ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

②前項ノ規定ハ前条ノ規定ニ依リ所得税又ハ所得ニ対スル法人税及營業税ヲ免除セラレタル事業ニハ之ヲ適用セズ但シ其ノ事業ガ第七条乃至第九条ノ規定ニ依リ所得税又ハ所得ニ対スル法人税及營業税ノ免除ヲ受クルコトヲ得ベキモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十三条 製鉄事業ヲ継続スル者又ハ其ノ事業ヲ継続スルモノト認ムベキ事実アル者ハ前製鉄事業者ガ本法ニ依ル所得税又ハ所得ニ対スル法人税及營業税免除期間内ニ在ルトキハ其ノ期間ヲ承継ス

附則

第三十六条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和一二・九・二二ヨリ施行、昭和一〇勅令五〇六号)

第三十七条 製鉄業奨励法ハ之ヲ廃止ス

第三十八条 本法施行ノ際現ニ第三条ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ製鉄事業ヲ営ム者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ日ヨリ之ヲ同条ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

第三十九条 前条ノ製鉄事業者ニシテ本法施行ノ際現ニ設備ノ増設又ハ変更ノ工事中ニ在ルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ日ヨリ之ヲ第五條ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

第四十二条 本法施行ノ際現ニ製鉄業奨励法ニ依リ所得税、營業収益税及地方税ノ免除ヲ受クルコトヲ得ベキ製鉄事業ニ付テハ仍

従前ノ例ニ依リ所得税、營業収益税及地方税ヲ免除ス

②本法施行ノ際現ニ製鉄業奨励法第二条乃至第四条ノ規定ニ依ル認可ヲ申請中ノ者ニ対スル所得税、營業収益税及地方税ノ免除ニ関シテハ仍従前ノ例ニ依ル

③前二項ノ規定ノ適用ヲ受クル者第十一条ノ規定ノ適用ヲ受クルニ至リタル場合ニ於テハ第十二条ノ規定ニ拘ラズ前二項ノ規定ニ依リ地方税ノ免除ヲ受ク

④第一項ノ製鉄事業ヲ営ム者及前二項ニ規定スル者ニ対スル昭和十五度分以降ノ地方税ノ免除ニ関シテハ前三項ノ規定ニ拘ラズ第十二条ノ例ニ依ル

第四十三条 本法施行ノ際現ニ第十条ニ規定スル設備ヲ以テ製鉄事業ヲ営ム者及同条ニ規定スル設備ノ新設又ハ増設ノ工事中ニ在ル者ニハ本法施行ノ日ヨリ十五年間命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ設備ヲ以テ営ム製鉄事業ニ付所得税及營業収益税ヲ免除ス

第四十三条ノ二 昭和五年四月一日以降ニ於テハ前二条中所得税トアルハ所得税又ハ所得ニ対スル法人税トシ營業収益税トアルハ營業税トス

②第七条第三項及第四項ノ規定ハ前条ニ規定スル者ニ対シ所得税又ハ所得ニ対スル法人税及營業税ヲ免除スベキ場合ニ付之ヲ準用ス

〔施行令〕

第一条 製鉄事業法第三条ノ許可ハ製鉄工場毎ニ左ノ事業別ニ之ヲ為スモノトス

一 銑鉄、鋼鉄又ハ鋼材ノ製造事業

二 鍛鋼品又ハ鑄鋼品ノ製造事業

三 電気製鉄事業

四 坩鍋製鋼事業

五 燐ノ標準含有量一万分ノ三以下ノ銑鉄ノ製造事業

六 砂鉄又ハ命令ヲ以テ定ムル鉄鉱ノ製鍊ヲ目的トスル特殊ノ設備ヲ以テ営ム製鉄事業

第六条 製鉄事業法第九条第二項ノ規定ニ依リ所得税又ハ所得ニ対スル法人税及營業税ヲ免除ヲ受クルコトヲ得ベキ低燐銑鉄製造

事業ハ第一条第五号ノ銑鉄ノ製造事業ニ限ル

第七条 製鉄事業法第七条乃至第十条ノ期間ハ製鉄能力一年三万五千屯未満ノ場合ニ在リテハ二年以内、十万屯未満ノ場合ニ在リテハ三年以内、二十万屯未満ノ場合ニ在リテハ五年以内、二十万屯以上ノ場合ニ在リテハ七年以内ニ於テ商工大臣之ヲ定ム

②前項ノ期間ハ商工大臣災害其ノ他已ムヲ得ザル事由アリト認ムルトキハ三年ヲ限り之ヲ延長スルコトヲ得

第八条 製鉄事業法第七条第三項ノ法人ノ各事業年度ノ資本金額ハ各月末ニ於ケル払込ミタル株金額又ハ出資金額及積立金額ノ月割平均ヲ以テ之ヲ計算ス

②前項ニ於テ積立金額ト称スルハ積立金其ノ他名義ノ何タルヲ問ハズ法人ノ所得中其ノ留保シタル金額ヲ謂フ

③法人税及臨時利得税トシテ納付スベキ金額ハ前項ノ留保シタル金額ニハ之ヲ算入セズ

第九条 前条ノ場合ニ於テ所得税又ハ所得ニ対スル法人税及營業税ノ免除ヲ受クル製鉄事業ト其ノ他ノ事業トヲ営ム法人ノ資本金額ハ総資産金額ニ対スル当該製鉄事業ヨリ生ズル所得又ハ純益ノ基本タル資産価額ノ割合ヲ総資本金額ニ乗ジ之ヲ計算ス

②前項ノ場合ニ於テ資産価額ノ割合ニ依ルヲ不適当トスルトキハ收入金ノ割合又ハ所得若ハ純益ノ割合其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ計算ス

第十条 製鉄事業法第七条第三項ノ個人ノ各年ノ資本金額ハ前年中各月末ニ於ケル固定資本及運転資本ノ月割平均ヲ以テ之ヲ計算ス

②前項ノ固定資本ハ直接ニ製鉄事業ノ用ニ供スル土地、家屋其ノ他ノ工作物、船舶、機械、器具等ノ価額ニ依リ之ヲ計算ス

③前条ノ規定ハ個人ノ資本金額ノ計算ニ之ヲ準用ス

第十一条 製鉄事業法第七条第三項ノ資本金額ニ対スル年百分ノ十ノ割合ノ金額ハ法人ニ在リテハ当該事業年度ノ月数、個人ニ在リテハ其ノ年ノ營業ノ期間ノ月数ヲ資本金額ニ乗ジ之ヲ十二分シタル金額ニ百分ノ十ヲ乗ジテ之ヲ計算ス

②前項ノ月数ハ曆ニ從ヒ之ヲ計算シ一月未満ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ一月トス

第十二条 製鉄事業法第十一条ノ規定ニ依リ所得税又ハ所得ニ対スル法人税及營業税ノ免除ヲ受クル所得又ハ純益ハ其ノ製鉄事業ヨリ生ズル所得又ハ純益ニ法人ニ在リテハ当該事業年度、個人ニ在リテハ其ノ年ニ於テ配合シタル砂鉄又ハ製鉄事業法第十条ノ銑鉄ノ重量ノ割合ヲ乘ジテ得タル金額ニ相当スル金額トス

第十三条 所得税又ハ法人税ノ免除ヲ受ケントスル者ハ所得税法第三十四条又ハ法人税法第十八条ノ規定ニ依リ所得又ハ資本ヲ申告スルトキ製鉄事業法第七条又ハ第十一条ノ規定ニ依リ計算シタル免除ヲ受クル所得及資本金額ノ明細書ヲ添附シ其ノ旨所轄稅務署ニ申請スベシ

②前項ノ場合ニ於テ所得税ノ免除ヲ受クル製鉄事業ヨリ生ズル所得ト其ノ他ノ所得トヲ有スルトキハ之ヲ區別シタル計算書ヲ添付スベシ

第十四条 營業稅ノ免除ヲ受ケントスル者ハ營業稅法第十五条又ハ第十六条ノ規定ニ依リ純益金額ヲ申告スルトキ製鉄事業法第七条又ハ第十一条ノ規定ニ依リ計算シタル免除ヲ受クル純益及資本金額ノ明細書ヲ添附シ其ノ旨所轄稅務署ニ申請スベシ

②前項ノ場合ニ於テ營業稅ノ免除ヲ受クル製鉄事業ヨリ生ズル純益ト其ノ他ノ純益トヲ有スルトキハ之ヲ區別シタル計算書ヲ添付スベシ

第二十三条 商工大臣必要アリト認ムルトキハ所得税又ハ所得ニ対スル法人税及營業稅ノ免除ヲ受ケントスル者ニ対シ製鉄事業ニ関スル書類又ハ製鉄原料若ハ製品ノ試料ノ提出ヲ命ジ又ハ当該官吏ヲシテ製鉄事業ニ関スル設備、帳簿其ノ他ノ物件ノ検査ヲ為サシムルコトヲ得(以下略)

第二十四条 取稅官吏必要アリト認ムルトキハ前条第一項ノ検査ヲ為スコトヲ得

〔施行規則〕

第五条 製鉄事業法第十条及同法施行令第一条第六号ノ鉄鉱ハ左ニ掲グルモノトス

一 鉄ノ標準含有量百分ノ四十五以下ノ鉄鉱及之ヲ選鉱シタルモノ

二 硫化鉄鉱滓(紫鉱ヲ含ム)及砂鉄滓

三 クロムノ標準含有量百分ノ一以上ノ鉄鉱

四 砂鉄又ハ前各号ノ鉄鉱ヲ焼結シタルモノ

第六条 製鉄事業法第十一条ノ規定ニ依リ所得税又ハ所得ニ対スル法人税及營業稅ノ免除ヲ受クルコトヲ得ベキ製鉄事業ハ製鉄ニ付砂鉄又ハ前条ノ鉄鉱ヲ重量百分ノ十以上ノ割合ヲ以テ配合スルモノニ限ル

第七条 前条ノ製鉄ヲ為サントスル製鉄事業者ハ予メ法人ニ在リテハ事業年度毎ニ、個人ニ在リテハ年毎ニ砂鉄又ハ第五条ノ鉄鉱

ノ配合ニ関シ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル事業計画書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一 設備ノ概要

二 配合重量及配合ノ割合

三 銑鉄及鋼材ノ製造方法

四 銑鉄及鋼材ノ製造及販売ノ予定数量

五 砂鉄又ハ第五条ノ鉄鉱ノ取得方法

工作機械製造事業法（抄録）（昭和一三・三・三〇法律四〇号、改正昭和一五法律五八号）

第七条

工作機械製造事業者政府ノ認可ヲ受ケ本法施行後五年以内ニ於テ政府ノ指定スル期間内ニ命令ノ定ムル規模以上ノ設備ヲ

新設シ又ハ増設シタルトキハ設備完成ノ年及其ノ翌年ヨリ五年間其ノ新設シ又ハ増設シタル設備ヲ以テ営ム工作機械製造事業ニ付所得税又ハ所得ニ対スル法人税又ハ所得ニ対スル法人税及營業税ヲ免除ス

②前項ノ事業ヨリ生ズル所得又ハ純益ガ法人ニ在リテハ各事業年度、個人ニ在リテハ各年ノ資本金額ニ対シ年百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額ニ相当スル所得又ハ純益ニ付テハ前項ノ規定ヲ適用セズ但シ設備完成ノ年及其ノ翌年ヨリ三年間其ノ新設シ又ハ増設シタル設備ヲ以テ営ム工作機械製造事業ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

③前項ノ資本金額ノ計算方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

④第一項ノ工作機械製造事業者其ノ設備完成前其ノ一部ヲ以テ工作機械製造事業ヲ営ム場合ニ於テモ其ノ事業ニ付所得税又ハ所得ニ対スル法人税及營業税ヲ免除ス但シ第一項ノ規定ニ依ル期間内ニ設備ヲ完成セザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第八条

北海道、府県及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ前条ノ規定ニ依リ所得税又ハ所得ニ対スル法人税及營業税ヲ免除セラレタル工作機械製造事業者ニハ前条第二項ノ規定ニ依リ賦課セラレタル營業税ノ附加税ヲ除クノ外其ノ免除セラレタル事業ニ対シ課税スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ基キ政府ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第九条

第七条ノ規定ニ依リ所得税又ハ所得ニ対スル法人税及營業税ノ免除ヲ受クベキ事業ヲ継続スル者又ハ其ノ事業ヲ継続スル

モノト認ムベキ事実アル者ハ前事業者ガ第七条ノ規定ニ依ル所得税又ハ所得ニ対スル法人税及營業税免除期間内ニ在ルトキハ其ノ期間ヲ承継ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和一三勅令四九九号、昭和一三・七・一一ヨリ施行）

附 則（昭和一六法律七〇号）

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和一六勅令九八八号、昭和一六・一・二〇ヨリ施行）

〔施行令〕

第七条 工作機械製造事業法第七号第一項ノ規模ハ其ノ設備ノ価額（土地ノ価額ヲ除ク）百五十万円ニ該当スルモノトス

第七条ノ二 工作機械製造事業法第七条第二項ノ法人ノ各事業年度ノ資本金額ハ各月末ニ於ケル払込ミタル株金額又ハ出資金額及法人税及臨時利積立金額ノ月割平均ヲ以テ之ヲ計算ス

②前項ニ於テ積立金トハ積立金其ノ他名義ノ何タルヲ問ハズ法人ノ各事業年度ノ所得中其ノ留保シタル金額ヲ謂フ

③法人税及臨時利得税トシテ納付スベキ金額ハ前項ノ留保シタル金額ハ之ヲ算入セズ

第七条ノ三 前条ノ場合ニ於テ工作機械製造事業法第七条第一項ノ規定ニ依リ法人税及營業税ノ免除ヲ受クル事業ト其ノ他ノ事業トヲ営ム法人ノ資本金額ハ総資産価額ニ対スル当該工作機械製造事業ヨリ生ズル所得又ハ純益ノ基本タル資産価額ノ割合ヲ総資本金額ニ乗ジ之ヲ計算ス

②前項ノ場合ニ於テ資産価額ノ割合ニ依ルヲ不適当トスルトキハ収入金ノ割合又ハ所得若ハ純益ノ割合其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ計算ス

第七条ノ四 工作機械製造事業法第七条第二項ノ個人ノ各年ノ資本金額ハ前年中各月末ニ於ケル固定資本及運転資本ノ月割平均ヲ以テ之ヲ計算ス

②前項ノ固定資本ハ直接ニ工作機械製造事業ノ用ニ供スル土地、家屋其ノ他ノ工作物、機械、器具等ノ価額ニ依リ之ヲ計算ス

③前条ノ規定ハ個人ノ資本金額ノ計算ニ之ヲ準用ス

第七条ノ五 工作機械製造事業法第七条第二項ノ資本金額ニ対スル年百分ノ十ノ割合ノ金額ハ法人ニ在リテハ当該事業年度ノ月

數、個人ニ在リテハ其ノ年ノ營業ノ期間ノ月數ヲ資本金額ニ乗ジ之ヲ十二分シタル金額ニ百分ノ十ヲ乗ジテ之ヲ計算ス

②前項ノ月數ハ曆ニ從ヒ之ヲ計算シ一月未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ一月トス

第八条 工作機械製造事業法第七条ノ規定ニ依リ所得稅又ハ法人稅ノ免除ヲ受ケントスル者ハ所得稅法第三十四条又ハ法人稅法第

十八條ノ規定ニ依リ所得又ハ資本ヲ申告スルトキ其ノ旨所轄稅務署ニ申請スベシ

②前項ノ場合ニ於テ所得稅又ハ法人稅ノ免除ヲ受クル事業ヨリ生ズル所得ト其ノ他ノ所得トヲ有スルトキハ之ヲ區別シタル計算書ヲ添附スベシ

第八条ノ二 工作機械製造事業法第七条ノ規定ニ依リ營業稅ノ免除ヲ受ケントスル者ハ營業稅法第十五條又ハ第十六條ノ規定ニ依リ純益金額ヲ申告スルトキ其ノ旨所轄稅務署ニ申請スベシ

②前項ノ場合ニ於テ營業稅ノ免除ヲ受クル事業ヨリ生ズル純益ト其ノ他ノ純益トヲ有スルトキハ之ヲ區別シタル計算書ヲ添附スベシ

第九条 工作機械製造事業法第十条第一項ノ規模ハ其ノ設備ノ価額(土地ノ価額ヲ除ク)五百万円ニ該當スルモノトス

第十条 工作機械製造事業法第十条第一項ノ規定ニ依リ償却ヲ為スベキ金額ハ每營業年度當該設備ヲ以テ營ム工作機械製造事業ヨ

リ生ズル利益金額ヲ左ノ各級ニ区分シ通次ニ各率ヲ適用シテ之ヲ算出シタル金額以上トス

払込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ以テ算出シタル金額以下ノ金額 百分ノ十五

同百分ノ六ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額 百分ノ三十

同百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額 百分ノ四十

同百分ノ十五ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額 百分ノ六十

同百分ノ二十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額 百分ノ七十

同百分ノ二十五ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額 百分ノ八十

②前項ノ場合ニ於テ當該設備ニ對スル償却額ハ利益金額計算上之ヲ支出ニ算入セズ

第十一条 工作機械製造事業法第十条第二項ノ金額ハ當該設備ヲ以テ營ム工作機械製造事業ヨリ生ズル利益金額ヲ左ノ各級ニ区分

シ通次ニ各率ヲ適用シテ算出シタル金額ニ當該設備ノ価額ニ對シ年百分ノ四ニ相當スル金額ヲ加算シタルモノトス

払込ミタル株金額ニ対シ年百分ノ六ノ割合ヲ以テ算出シタル金額以下ノ金額

百分ノ八十五

同百分ノ六ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額

百分ノ七十

同百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額

百分ノ六十

同百分ノ十五ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額

百分ノ四十

同百分ノ二十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額

百分ノ三十

同百分ノ二十五ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額

百分ノ二十

②前項ノ場合ニ於テ当該設備ニ対スル償却額ハ利益金額計算上之ヲ支出ニ算入セズ

第十二条 前二条ノ払込ミタル株金額ハ当該營業年度ニ於ケル各月末ノ払込ミタル株金額ノ月割平均ヲ以テ之ヲ計算ス

第十三条 前条ノ場合ニ於テ当該設備ヲ以テ営ム工作機械製造事業ト其ノ他ノ事業トヲ営ム工作機械製造事業者タル株式会社ノ払

込ミタル株金額ハ総資産価額ニ対スル当該設備ヲ以テ営ム工作機械製造事業ヨリ生ズル利益金額ノ基本タル資産価額ノ割合ヲ払込ミタル株金額ニ乗ジ之ヲ計算ス

②前項ノ場合ニ於テ資産価額ノ割合ニ依ルヲ不適当トストルトキハ収入金ノ割合又ハ利益金額ノ割合其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ計算ス

第三十二条 工作機械製造事業法第二十一条ノ十四ノ規定ニ依リ工作機械製造事業者ニ対シ其ノ事業ニ属スル設備ノ償却ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得ルハ償却済額ガ当該設備ノ価額ノ六割ニ達スル迄トス

〔施行規則〕

第六条 工作機械製造事業法第七条第一項ノ認可ハ同法第三条又ハ第六条ノ許可申請ト同時ニ商工大臣ニ之ヲ申請スベシ

第七条 前条ノ規定ハ工作機械製造事業法第十条第一項ノ認可ヲ受ケントスル場合ニ之ヲ準用ス

航空機製造事業法（抄録）（昭和二三・三・三〇法律四一號、改正昭和二五法律五八號）

第九条 航空機製造会社ニハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第一条ノ許可ヲ受ケタル年及其ノ翌年ヨリ五年間其ノ事業ニ付所得ニ対スル法人税及營業税ヲ免除ス

②前項ノ事業ヨリ生ズル所得又ハ純益ガ各事業年度ノ資本金額ニ対シ年百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額ニ相当スル所得又ハ純益ニ付テハ前項ノ規定ヲ適用セズ但シ第二条ノ許可ヲ受ケタル年及其ノ翌年ヨリ三年間ハ此ノ限ニ在ラズ

③前項ノ資本金額ノ計算方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十条 北海道、府県及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ前条ノ規定ニ依リ所得ニ対スル法人税及營業稅ヲ免除セラレタル航空機製造会社ニハ前条第二項ノ規定ニ依リ賦課セラレタル營業稅ノ附加稅ヲ除クノ外其ノ免除セラレタル事業ニ対シ課稅スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ基キ政府ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和二三勅令六〇五号ニヨリ、昭和二三・八・三〇ヨリ施行）

〔施行令〕

第二条ノ二 航空機製造事業法第九条第二項ノ各事業年度ノ資本金額ハ各月末ニ於ケル払込株式金額及積立金額ノ月割平均ヲ以テ之ヲ計算ス

②前項ニ於テ積立金トハ積立金其ノ他名義ノ何タルヲ問ハズ法人ノ各事業年度ノ所得中其ノ留保シタル金額ヲ謂フ

③法人税及臨時利得稅トシテ納付スベキ金額ハ前項ノ留保シタル金額ニハ之ヲ算入セズ

第二条ノ三 前条ノ場合ニ於テ航空機製造事業法第九条第一項ノ規定ニ依リ法人税及營業稅ノ免除ヲ受クル事業ト其ノ他ノ事業トヲ當ム法人ノ資本金額ハ總資産価額ニ対スル当該航空機製造事業ヨリ生ズル所得又ハ純益ノ基本タル資産価額ノ割合ヲ總資本金額ニ乘ジ之ヲ計算ス

②前項ノ場合ニ於テ資産価額ノ割合ニ依ルヲ不適当トスルトキハ收入金ノ割合又ハ所得若ハ純益ノ割合其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ計算ス

第二条ノ四 航空機製造事業法第九条第二項ノ資本金額ニ対スル年百分ノ十ノ割合ノ金額ハ当該事業年度ノ月數ヲ資本金額ニ乘シ之ヲ十二分シタル金額ニ百分ノ十ヲ乘ジテ之ヲ計算ス

②前項ノ月數ハ曆ニ從ヒ計算シ一月未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ一月トス

第三条 航空機製造事業法第九条ノ規定ニ依リ法人税又ハ營業稅ノ免除ヲ受ケントスル会社ハ法人税法第十八条又ハ營業稅法第十

五条ノ規定ニ依リ所得又ハ純益金額ヲ申告スルトキ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申請スベシ

②前項ノ場合ニ於テ法人税及營業稅ノ免除ヲ受クベキ事業ヨリ生ズル所得又ハ純益ト其ノ他ノ所得又ハ純益トヲ有スルトキハ之ヲ區別シタル計算書ヲ添附スベシ

第四条 航空機製造事業法第九条ノ規定ニ依リ法人税及營業稅ノ免除ヲ受クベキ事業ヲ繼續シタル又ハ其ノ繼續アリト認ムベキ事實アル会社ハ其ノ事業ニ付法人税及營業稅ノ免除期間ノ殘存スルトキニ限り其ノ免除期間ヲ繼承ス

輕金屬製造事業法（抄録）（昭和一四・五・一法律八八号、改正昭和一五法律五八号、昭和二〇法律一六号）

第七条 輕金屬製造会社政府ノ認可ヲ受ケ本法施行後十年以内ニ於テ政府ノ指定スル期間内ニ命令ヲ定ムル規模以上ノ設備ヲ新設シ又ハ増設シタルトキハ設備完成ノ年及其ノ翌年ヨリ五年間其ノ新設シ又ハ増設シタル設備ヲ以テ營ム輕金屬製造事業ニ付所得ニ対スル法人税及營業稅ヲ免除ス

②前項ノ事業ヨリ生ズル所得又ハ純益ガ各事業年度ノ資本金額ニ対シ年百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額ニ相当スル所得又ハ純益ニ付テハ前項ノ規定ヲ適用セズ但シ設備完成ノ年及其ノ翌年ヨリ三年間其ノ新設シ又ハ増設シタル設備ヲ以テ營ム輕金屬製造事業ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

③前項ノ資本金額ノ計算方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

④第一項ノ輕金屬製造会社其ノ設備完成前其ノ一部ヲ以テ輕金屬製造事業ヲ營ム場合ニ於テモ其ノ事業ニ付所得ニ対スル法人税及營業稅ヲ免除ス但シ第一項ノ規定ニ依ル期間内ニ設備ヲ完成セザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第八条 北海道、府県及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ前条ノ規定ニ依リ所得ニ対スル法人税及營業稅ヲ免除セラレタル輕金屬製造会社ニハ前条第一項ノ規定ニ依リ賦課セラレタル營業稅ノ附加稅ヲ除クノ外其ノ免除セラレタル事業ニ対シ課稅スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ基キ政府ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第九条 第七条ノ規定ニ依リ所得ニ対スル法人税及營業稅ノ免除ヲ受クベキ事業ヲ繼續スル者又ハ其ノ事業ヲ繼續スルモノト認ム

ベキ事実アル者ハ前事業者ガ第七条ノ規定ニ依ル所得ニ対スル法人税及營業稅免除期間内ニ在ルトキハ其ノ期間ヲ承継ス
附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和一一・九・二〇ヨリ施行、昭和一一四勅令六四九号）

〔施行令〕

第三条 輕金屬製造事業法第七条第一項ノ規模ハ左ニ掲グルモノトス

- 一 アルミナ原料トスルアルミニウムノ製造ニ関シテハ一ノ工場ニ於テ其ノ設備ノ製造能力一年三千屯ニ該当スルモノ
- 二 アルミニウム製造用アルミナノ製造ニ関シテハ一ノ工場ニ於テ其ノ設備ノ製造能力一年六千屯ニ該当スルモノ
- 三 マグネシウムノ製造ニ関シテハ一ノ工場ニ於テ其ノ設備ノ製造能力一年六百屯ニ該当スルモノ

第三条ノ二 輕金屬製造事業法第七条第二項ノ各事業年度ノ資本金額ハ各月末ニ於ケル払込株式金額及積立金額ノ月割平均ヲ以テ之ヲ計算ス

②前項ニ於テ積立金トハ積立金其ノ他名義ノ何タルヲ問ハズ法人ノ各事業年度ノ所得中其ノ留保シタル金額ヲ謂フ

③法人税及臨時利得税トシテ納付スベキ金額ハ前項ノ留保シタル金額ニハ之ヲ算入セズ

第三条ノ三 前条ノ場合ニ於テ輕金屬製造事業法第七条第一項ノ規定ニ依リ法人税及營業稅ノ免除ヲ受クル事業ト其ノ他ノ事業トヲ営ム法人ノ資本金額ハ總資産価額ニ対スル当該輕金屬製造事業ヨリ生ズル所得又ハ純益ノ基本タル資産価額ノ割合ヲ總資本金額ニ乗ジ之ヲ計算ス

②前項ノ場合ニ於テ資産価額ノ割合ニ依ルヲ不適当トスルトキハ收入金ノ割合又ハ所得若ハ純益ノ割合其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ計算ス

第三条ノ四 輕金屬製造事業法第七条第二項ノ資本金額ニ対スル年百分ノ十ノ割合ノ金額ハ当該事業年度ノ月数ヲ資本金額ニ乗ジ之ヲ十二分シタル金額ニ百分ノ十ヲ乘ジテ之ヲ計算ス

②前項ノ月数ハ曆ニ從ヒ之ヲ計算シ一月未満ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ一月トス

第四条 輕金屬製造事業法七条ノ規定ニ依リ法人税又ハ營業稅ノ免除ヲ受ケントスル会社ハ法人税法第十八条又ハ營業稅法第十五条ノ規定ニ依リ所得又ハ純益金額ヲ申告スルトキ其ノ旨所轄稅務署ニ申請スベシ

②前項の場合ニ於テ法人税及營業税ノ免除ヲ受クル事業ヨリ生ズル所得又ハ純益ト其ノ他ノ所得又ハ純益トヲ有スルトキハ之ヲ區別シタル計算書ヲ添附スベシ

有機合成事業法（抄録）（昭和一五・四・法律九六号）

第七条 勅令ヲ以テ指定スル有機合成事業（指定有機合成事業）ヲ営ム有機合成事業会社政府ノ認可ヲ受ケ勅令ヲ以テ定ムル期間

内ニ於テ政府ノ指定スル時期迄ニ勅令ヲ以テ定ムル設備ヲ新設シ又ハ増設シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ設備完成ノ年及其ノ翌年ヨリ五年間其ノ新設シ又ハ増設シタル設備ヲ以テ営ム指定有機合成事業ニ付所得ニ対スル法人税及營業税ヲ免除ス

②前項ノ事業ヨリ生ズル所得又ハ純益ガ各事業年度ノ資本金額ニ対シ年百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額ニ相当スル所得又ハ純益ニ付テハ前項ノ規定ヲ適用セズ但シ設備完成ノ年及其ノ翌年ヨリ三年間其ノ新設シ又ハ増設シタル設備ヲ以テ営ム指定有機合成事業ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

③前項ノ資本金額ノ計算方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

④第一項ノ有機合成事業会社其ノ設備ノ完成前其ノ一部ヲ以テ指定有機合成事業ヲ営ム場合ニ於テモ其ノ事業ニ付所得ニ対スル法人税及營業税ヲ免除ス但シ同項ノ規定ニ依リ政府ノ指定シタル時期迄ニ設備ヲ完成セザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第八条 北海道、府県及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ前条ノ規定ニ依リ所得ニ対スル法人税及營業税ヲ免除セラレタル有機合成事業会社ニハ同条第二項ノ規定ニ依リ賦課セラレタル營業税ノ附加税ヲ除クノ外其ノ免除セラレタル事業ニ対シ課税スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ基キ政府ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第九条 第七条ノ規定ニ依リ所得ニ対スル法人税及營業税ノ免除ヲ受クベキ事業ヲ繼續スル者又ハ其ノ事業ヲ繼續スルモノト認ムベキ事実アル者ハ前事業者ガ同条ノ規定ニ依リ所得ニ対スル法人税及營業税免除期間内ニ在ルトキハ其ノ期間ヲ承継ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和一六勅令二三号ニヨリ、昭和一六・一・一〇ヨリ施行）

〔施行令〕

第六條 有機合成事業法第七條第一項ノ有機合成事業ハトルオール又ハブチルアルコールノ製造事業トス

第七條 有機合成事業法第七條第一項ノ期間ハ昭和十六年一月十日ヨリ五年間トス

第八條 有機合成事業法第七條第一項ノ設備ハ一ノ工場ニ於ケル製造能力トルオールニ付テハ一年三百屯以上ノモノ、ブチルアル
コールニ付テハ一年五百屯以上ノモノトス

第九條 有機合成事業法第七條第二項ノ各事業年度ノ資本金額ハ各月末ニ於ケル払込株式金額及積立金額ノ月割平均ヲ以テ之ヲ計
算ス

②前項ニ於テ積立金トハ積立金其ノ他名義ノ何タルヲ問ハズ法人ノ各事業年度ノ所得中其ノ留保シタル金額ヲ謂フ

③法人税及臨時利得税トシテ納付スベキ金額ハ前項ノ留保シタル金額ニハ之ヲ算入セズ

第十條 前條ノ場合ニ於テ有機合成事業法第七條第一項ノ規定ニ依リ法人税及營業税ノ免除ヲ受クル事業ト其ノ他ノ事業トヲ營ム
法人ノ資本金額ハ総資産価額ニ対スル当該有機合成事業ヨリ生ズル所得又ハ純益ノ基本タル資産価額ノ割合ヲ總資本金額ニ乗ジ
之ヲ計算ス

②前項ノ場合ニ於テ資産価額ノ割合ニ依ルヲ不適当トスルトキハ収入金ノ割合又ハ所得若ハ純益ノ割合其ノ他適當ナル方法ニ依リ
之ヲ計算ス

第十一條 有機合成事業法第七條第二項ノ資本金額ニ対スル年百分ノ十ノ割合ノ金額ハ当該事業年度ノ月數ヲ資本金額ニ乗ジ之ヲ
十二分シタル金額ニ百分ノ十ヲ乘ジテ之ヲ計算ス

②前項ノ月數ハ曆ニ從ヒ之ヲ計算シ一月未満ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ一月トス

第十二條 有機合成事業法第七條ノ規定ニ依リ法人税又ハ營業税ノ免除ヲ受ケントスル会社ハ法人税法第十八條又ハ營業税法第十
五條ノ規定ニ依リ所得又ハ純益、金額ヲ申告スルトキ其ノ旨所轄稅務署ニ申請スベシ

②前項ノ場合ニ於テ法人税及營業税ノ免除ヲ受ケル事業ヨリ生ズル所得又ハ純益ト其ノ他ノ所得又ハ純益トヲ有スルトハ之ヲ區別
シタル計算書ヲ添附スベシ

重要機械製造事業法（抄録）（昭和一六・五・三法律八六号）

第四条 勅令ヲ以テ指定スル重要機械製造事業（指定重要機械製造事業）ヲ営ム重要機械製造事業者政府ノ認可ヲ受ケ本法施行後五年以内ニ於テ政府ノ指定スル期間内ニ命令ノ定ムル規模以上ノ設備ヲ新設シ又ハ増設シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ設備完成ノ年及其ノ翌年ヨリ五年間其ノ新設シ又ハ増設シタル設備ヲ以テ営ム指定重要機械製造事業ニ付所得税又ハ所得ニ対スル法人税及營業稅ヲ免除ス

②前項ノ事業ヨリ生ズル所得又ハ純益ガ法人ニ在リテハ各事業年度、個人ニ在リテハ各年ノ資本金額ニ対シ年百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超エルトキハ其ノ超過額ニ相当スル所得又ハ純益ニ付テハ前項ノ規定ヲ適用セズ但シ設備完成ノ年及其ノ翌年ヨリ三年間其ノ新設シ又ハ増設シタル設備ヲ以テ営ム指定重要機械製造事業ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

③前項ノ資本金額ノ計算方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

④第一項ノ重要機械製造事業者其ノ設備完成前ノ一部ヲ以テ指定重要機械製造事業ヲ営ム場合ニ於テモ其ノ事業ニ付所得税又ハ所得ニ対スル法人税及營業稅ヲ免除ス但シ同項ノ規定ニ依ル期間内ニ設備ヲ完成セザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第五条 北海道、府県及ヒ市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ前条ノ規定ニ依リ所得税又ハ所得ニ対スル法人税及營業稅ヲ免除セラレタル重要機械製造事業者ニハ同条第二項ノ規定ニ依リ賦課セラレタル營業稅ノ附加稅ヲ除クノ外其ノ免除セラレタル事業ニ対シ課稅スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ基キ政府ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六条 第四条ノ規定ニ依リ所得税又ハ所得ニ対スル法人税及營業稅ノ免除ヲ受クベキ事業ヲ継続スル者又ハ其ノ事業ヲ継続スルモノト認ムベキ事実アル者ハ前事業者ガ同条ノ規定ニ依ル所得稅又ハ所得ニ対スル法人税及營業稅免除期間内ニ在ルトキハ其ノ期間ヲ承継ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和一六勅令一二五二号ニヨリ、昭和一七・一・六ヨリ施行）

②本法施行ノ際現ニ第二条ノ規定ニ依リ認可ヲ受クベキ重要機械製造事業ヲ営ム者又ハ其ノ事業ヲ承継シタル者ハ命令ノ定ムル所ニヨリ勅令ヲ以テ定ムル期間ヲ限り同条ノ規定ニ拘ラズ本法公布ノ日以前ニ於テ營業ノ範圍（本法施行ノ際現ニ建設工事

中ノ設備アル事業ニ付テハ当該設備ニ係ル事業ノ範圍ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ含ム)内ニ於テ其ノ事業ヲ営ムコトヲ得

③ 第二条ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ重要機械製造事業ヲ営ム為本法施行ノ際現ニ其ノ設備ノ建設工事中ニ在ル者又ハ其ノ設備ヲ承継シタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ勅令ヲ以テ定ムル期間ヲ限り同条ノ規定ニ拘ラズ命令ヲ以テ定ムル範圍内ニ於テ其ノ事業ヲ営ムコトヲ得

④ 前二項ノ規定ニ依リ重要機械製造事業ヲ営ム者ハ第一条ノ許可ヲ受クル迄之ヲ同条第一項但書ノ規定ニ該当スル重要機械製造事業ヲ営ム者ト看做ス

〔施行令〕

第五条 重要機械製造事業法第四条第一項ノ重要機械製造事業ハ左ニ掲グル重要機械ノ製造事業トス

一 燃料噴射装置

二 セレン整流器又ハ接触整流器

三 熔接式反応筒、連続式ガス発生炉、自動式射出成型機、高速薄膜穿孔機又ハ水素分離機

四 圧出水圧プレス、鍛造水圧プレス、分塊圧延機、大中型連続鋼片圧延機、中小型連続鋼片圧延機、ブリキ板連続圧延機、製

鉄用鍛鋼ロール又ハ製鉄用グレンロール

五 精密測定機器、精密光学機器(写真機ヲ除ク)又ハ精密光学計器

六 統計機

七 精密軸受、スフェリカルコロ軸受又ハ特徑鋼球

八 大型型打鍛工品又ハ精密型打鍛工品

第六条 重要機械製造事業法第四条第一項ノ規模ハ左ニ掲グルモノトス

一 燃料噴射装置、接触整流器、分塊圧延機、大中型連続鋼片圧延機、中小型連続鋼片圧延機、ブリキ板連続圧延機、製鉄用鍛鋼ロール、製鉄用グレンロール、精密軸受、スフェリカルコロ軸受、大型型打鍛工品又ハ精密型打鍛鋼品ノ製造事業ニ在リテハ一ノ工場ニ於ケル其ノ設備ノ価額(土地ノ価額ヲ除ク)百万円ニ該当スルモノ

二 セレン整流器、圧出水圧プレス、鍛造水圧プレス、精密測定機器、精密光学機器(写真機ヲ除ク)、精密光学計器、統計機

又ハ特徑鋼球ノ製造事業ニ在リテハ一ノ工場ニ於ケル其ノ設備ノ価額(土地ノ価額ヲ除ク)五十万円ニ該当スルモノ

三 熔接式反応筒、連続式ガス発生炉、自動式射出成型機又ハ水素分離機ノ製造事業ニ在リテハ一ノ工場ニ於ケル其ノ設備ノ価額(土地ノ価額ヲ除ク)三十五万円ニ該当スルモノ

四 高速薄膜穿孔機ノ製造事業ニ在リテハ一ノ工場ニ於ケル其ノ設備ノ価額(土地ノ価額ヲ除ク)二十五万円ニ該当スルモノ

第七条 重要機械製造事業法第四条第二項ノ法人ノ各事業年度ノ資本金額ハ各月末ニ於ケル払込ミタル株金額又ハ出資金額及積立金額ノ月割平均ヲ以テ之ヲ計算ス

②前項ニ於テ積立金額トハ積立金其ノ他名義ノ何タルヲ問ハズ法人ノ各事業年度ノ所得中其ノ留保シタル金額ヲ謂フ

③法人税及臨時利得税トシテ納付スベキ金額ハ前項ノ留保シタル金額ニ之ヲ算入セズ

第八条 前条ノ場合ニ於テ重要機械製造事業法第四条第一項ノ規定ニ依リ法人税及營業税ノ免除ヲ受クル事業ト其ノ他ノ事業トヲ營ム法人ノ資本金額ハ総資産価額ニ対スル当該指定重要機械製造事業ヨリ生ズル所得又ハ純益ノ基本タル資産価額ノ割合ヲ総資本金額ニ乗ジ之ヲ計算ス

②前項ノ場合ニ於テ資産価額ノ割合ニ依ルヲ不適当トスルトキハ収入金ノ割合又ハ所得若ハ純益ノ割合其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ計算ス

第九条 重要機械製造事業法第四条第二項ノ個人ノ各年ノ資本金額ハ前年中各月末ニ於ケル固定資本及運轉資本ノ月割平均ヲ以テ之ヲ計算ス

②前項ノ固定資本ハ直接ニ指定重要機械製造事業ノ用ニ供スル土地、家屋其ノ他ノ工作物、機械、器具等ノ価額ニ依リ之ヲ計算ス

③前条ノ規定ハ個人ノ資本金額ノ計算ニ之ヲ準用ス

第十条 重要機械製造事業法第四条第二項ノ資本金額ニ対スル百分ノ十ノ割合ノ金額ハ法人ニ在リテハ當該事業年度ノ月数、個人ニ在リテハ其ノ年ノ營業ノ期間ノ月数ヲ資本金額ニ乗ジ之ヲ十二分シタル金額ニ百分ノ十ヲ乘ジテ之ヲ計算ス

②前項ノ月数ハ曆ニ從ヒ之ヲ計算シ一月未満ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ一月トス

第十一条 重要機械製造事業法第四条第一項ノ規定ニ依リ所得税又ハ法人税ノ免除ヲ受ケントスル者ハ所得税法第三十四条又ハ法人税法第十八条ノ規定ニ依リ所得又ハ資本ヲ申告スルトキ其所轄稅務署ニ申請スベシ

②前項ノ場合ニ於テ所得税又ハ法人税ノ免除ヲ受クル事業ヨリ生ズル所得ト其ノ他ノ所得トヲ有スルトキハ之ヲ區別シタル計算書ヲ添附スベシ

第十二条 重要機械製造事業法第四条第一項ノ規定ニ依リ營業税ノ免除ヲ受ケントスル者ハ營業税法第十五条又ハ第十六条ノ規定ニ依リ純益金額ヲ申告スルトキ其ノ旨所轄稅務署ニ申請スベシ

②前項ノ場合ニ於テ營業税ノ免除ヲ受クル事業ヨリ生ズル純益ト其ノ他ノ純益トヲ有スルトキハ之ヲ區別シタル計算書ヲ添附スベシ

附則

重要機械製造事業法附則第二項ノ期間ハ同法施行ノ日ヨリ五年間トス

大日本航空株式会社法（抄録）（昭和一四・四・一二法律八四号、改正昭和一一五法律五八号）

第三十条 大日本航空株式会社ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ年及其ノ翌年ヨリ十年間其ノ事業ニ付所得ニ對スル法人税及營業税ヲ免除ス

②大日本航空株式会社ノ所得又ハ純益ガ各事業年度ノ資本金額ニ對シ年百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額ニ相當スル所得又ハ純益ニ付テハ前項ノ規定ヲ適用セズ但シ本法施行ノ年及其ノ翌年ヨリ三年間ハ此ノ限ニ在ラズ

③前項ノ資本金額ノ計算方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

④第十二条ノ規定ニ依リ投資又ハ融資ヨリ生ズル大日本航空株式会社ノ甲種ノ配当利子所得ニシテ第一項ニ規定スル法人税及營業税ノ免除期間内ニ生ジタルモノニハ命令ノ定ムル所ニ依リ分類所得稅ヲ課セズ

第三十一条 北海道、府県及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ前条ノ規定ニ依リ所得ニ對スル法人税及營業税ヲ免除セラレタル期間大日本航空株式会社ニハ前条第二項ノ規定ニ依リ賦課セラレタル營業税ノ附加稅ヲ除クノ外其ノ事業ニ對シ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ基キ政府ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十三条 朝鮮、台湾、関東州、樺太及南洋群島ニ於ケル大日本航空株式会社ニ對スル課稅ニ関シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

第三十七条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和一四勅令三〇八号ニヨリ、昭和一四・五・一一ヨリ施行)

〔施行令〕

第四条 朝鮮、台湾、閩東州、樺太及南洋群島ニ於テハ大日本航空株式会社ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ大日本航空株式会社法施行

ノ年及其ノ翌年ヨリ十年間其ノ事業ニ付各当該地ノ法令ニ依ル所得税、營業収益税及營業税ヲ免除ス

第五条 朝鮮ニ於ケル道、府邑面、台湾ニ於ケル州庁、市街庄、閩東州ニ於ケル地方費、市会、樺太ニ於ケル市町村及南洋群島ニ

於ケル地方費ハ前条ノ規定ニ依リ所得税、營業収益税及營業税ヲ免除セラレタル期間大日本航空株式会社ノ事業ニ対シテハ地方

税ヲ課スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ基キ朝鮮ニ在リテハ朝鮮総督、台湾ニ在リテハ台湾総督、閩東州ニ在リテハ滿州國駐劄

特命全權大使、樺太ニ在リテハ樺太庁長官、南洋群島ニ在リテハ南洋庁長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

〔大藏省令〕

第一条 大日本航空株式会社法第三十条第二項ノ各事業年度ノ資本金額ハ各月末ニ於ケル払込株式金額及積立金額ノ月割平均ヲ以テ之ヲ計算ス

②前項ニ於テ積立金トハ積立金其ノ他名義ノ何タルヲ問ハズ大日本航空株式会社ノ各事業年度ノ所得中其ノ留保シタル金額ヲ謂フ

③法人税及臨時利得税トシテ納付スベキ金額ハ前項ノ留保シタル金額ニハ之ヲ算入セズ

第二条 大日本航空株式会社法第三十条第二項ノ資本金額ニ対スル年百分ノ十ノ割合ノ金額ハ当該事業年度ノ月数ヲ資本金額ニ乗ジ之ヲ十二分シタル金額ニ百分ノ十ヲ乗シテ之ヲ計算ス

②前項ノ月数ハ曆ニ從ヒ之ヲ計算シ一月未満ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ一月トス

第三条 大日本航空株式会社法第十二条ノ規定ニ依ル投資又ハ融資ヨリ生ズル大日本航空株式会社ノ甲種ノ配当利子所得ニシテ同

法第三十条第四項ノ規定ニ依リ分類所得税ヲ課セザルモノハ同項ノ規定ニ該当スルモノナルコトヲ証スル主務官庁ノ証明書ヲ當

該配当利子所得ノ支払確定前所轄稅務署長ヲ經由シ其ノ支払者ニ届出タルモノニ限ル

第四条 大日本航空株式会社大日本航空株式会社法第三十条ノ規定ニ依リ法人税又ハ營業税ノ免除ヲ受ケントスルトキハ法人税法

第十八条又ハ營業税法第十五条ノ規定ニ依ル所得及資本又ハ純益金額ノ申告ト同時ニ其ノ旨所轄稅務署ニ申請スベシ

(二) 民生産業の基幹法の改革

政府は、軍需産業的色彩の濃い関係法令の扱いについては、すでにのべたようにそれぞれ廃止するわけであるが、民生関係法令のものうち、差し当って改革を要するものとして、農業団体法と、蚕事業法があげられた。

まず、農業団体法の改正に関し、松村謙三国務大臣は、一月七日衆議院で、その提案理由を次のように説明した。

○只今議題トナリマシタ農業団体法中改正法律案……ノ提案理由ヲ御説明申上ゲマス。

先ズ農業団体法中改正法律案ニ付テ申上ゲマス。本法律案ハ時局ノ要請ニ鑑ミマシテ、農業団体ノ民主主義化ヲ図リ、系統農業団体ノ活発ナル自主的活動ヲ促進致シ、以テ農業者ノ利益増進ト、国民食糧ノ確保ニ遺憾ナカラシムルコトヲ目的ト致スモノデゴザイマス。御承知ノ通り現行農業団体法ハ、従来農村ニ於ケル諸団体分立ノ弊ニ鑑ミ、是ガ統合ニ関ス与論ニ即応致シマシテ、其ノ機構ヲ全農業者ヲ打ツテ一丸トシタ単一旦ツ綜合性アル機構ニ再編成致ス目的ヲ以テ、昭和一八年制定セラレタモノデアリマスガ、此ノ法律ニ依ツテ農会、産業組合、畜産組合、養蚕業組合、茶業組合ノ各系統団体ハ、新タニ一元的ナ系統農業会ノ組織ニ統合整備セラレ、爾来今日ニ及ンダノデゴザイマス。併ミナガラ当時国民経済ノ戦時的編成替ニ於テ、一般的ニ採用セラレタ方法ニ則リマシテ、其ノ組織機構ニ付キマシテハ多分ニ国家机关的ノ性格ヲ付与シ、其ノ事業運営ニ関シテモ多分ニ官庁的ノ色彩ガ濃厚ニナツタノデゴザイマシテ、是ガ為ニ農業団体ハ漸次其ノ本来ノ自主性ヲ喪失シ、動モスレバ会員タル農民ヨリ遊離シ、却テ其ノ活動ニ困難ヲ来スト云フ状態ヲサヘ招来スルニ至ツタノデゴザイマス、仍テ終戦後ノ事態ニ即応致シ

マシテ、從來最モ官庁の色彩ノ濃厚デアリマシタ農業団体ノ役員制度、役員ノ選任方法、又之ニ対スル行政官庁ノ監督制度等ニ付テハ抜本的檢討ヲ加エ、其ノ結果從來行政官庁ノ任命又ハ認可ニ懸ツテ居リマシタ役員ノ選任ヲ會員ノ公選主義ニ改ムルコト、会長中心ノ業務運営方法ヲ改ムルコト、及ビ団体ニ対スル煩瑣ナル行政官庁権限ノ縮減乃至廃止等ヲ行イ、以テ真ニ名実共ニ農民ノ為ノ団体ト致シマシテ、其自主的ナル活動ヲ容易ナラシメ、農業ノ自治的整備發達ト、農業者ノ利益増進ニ寄与セシメタイト存ズル次第デゴザイマス。(中略)以上ガ法律案ノ提案理由ノ概要デゴザイマスガ、固ヨリ現下当面ノ困難ナル食糧事情ヲ打開致ス為ニハ、真ニ農業団体……ノ活潑ナル活動ニ俟タネバナラヌ所極メテ大ナルモノガアルコトハ申スマデモナイコトデゴザイマシテ、是ガ為メ、政府ト致シマシテモ今回ノ改正ヲ機トシテ、更始一新以テ今後ニ於ケル農業団体……ノ積極的ナル活動ヲ深ク期待致シテ居ル次第デゴザイマス。何卒御審議ノ上速カニ御協賛アランコトヲ御願イ致シマス。

貴族院においても二月一日衆議院と同様の理由による提案理由の説明が松村国務大臣によって行われた。また、同国務相は、二月一日、衆議院において、蚕糸業法の改正法律案の提案理由を次のとおり述べた。

……蚕糸業法改正法律案〔全文改正〕ノ提出ノ理由ヲ御説明申上ゲマス。蚕糸業ハ対米輸出貿易ノ大宗ト致シマシテ、今後我が国經濟ヲ再建スル上ニ極メテ重大ナル使命ヲ担ツテ居ルノデゴザイマス、当面喫緊ノ重要問題デアリマスル食糧ノ輸入ヲ確保スル為ニ、其ノ見返リ物資トシテ生糸ガ最モ主要ナル役目ヲ勤メマスコトハ、是亦申ス迄モナイ所デゴザイマス、而シテ戦争中ニ於キマシテハ、蚕糸業ハ輸出産業タル本来ノ性格ヲ一變シ、専ラ国内織維資源ノ充足ヲ目標トシテ其ノ運営ニ当ルト共ニ、一面生産額モ著シク減少シテ参ッタノデアリマスルガ、今ヤ生糸輸出ノ再開ヲ見ムトスル秋ニ当リマシテ、蚕糸業ヲ速カニ回復セシメ、其ノ使命達成ヲ期シマスルガ為ニハ、今

後ニ於ケル我が国政治經濟ノ動向ニ即応シテ、現在ノ斯業統制方式ニ根本的ノ改訂ヲ加ヘ、關係業者ノ自主的運営ニ依ツテ活氣アル發展ノ途ヲ開イテ參ル必要ガアルノデゴザイマス。此ノコトハ過般蚕糸業ニ對スル連合國最高司令部ノ指示ノ次第モアリマシテ、早急処理ヲ要スル問題デゴザイマス。本法案ハ以上ノ趣旨ニ基キマシテ、日本蚕糸統制株式会社ヲ中心トシテ運営シテ參リマシタ、蚕糸業統制機構ノ廃止及ビ之ニ伴フ善後措置、蚕糸關係業者ノ自主的新団体組織ニ關スル法的措置、並ニ原蚕種管理制度ノ根本的改正、蚕種ニ關スル制度ノ改正等ヲ内容ト致シマシテ、必要ナル規定ヲ設ケムトスルモノデゴザイマス、何卒慎重御審議ノ上御協賛アラムコトヲ希望致シマス。貴族院においても、同年一二月一五日、衆議院の場合と同様の趣旨説明を行った。

農業關係法の改正は、提案理由にもあるように、機構と運営に重点があり、要するに、民主化への傾向を強めるための措置であつて、税との關係でいえば、印紙税法、特別法人税法における団体名の改正に過ぎぬ。しかしそれはそれとして、法令の改正の重要度は、單なる名称の変更といつても軽重をとやかくいうものではない。

農業団体法中改正法律及び蚕糸業法改正法律を次に掲げておく。なお、九月五日勅令五二五号の「戦時農業団体令中改正等ノ件」もあわせて掲記しておく。

戦時農業団体令中改正案ノ件（昭和二〇・九・五公布勅令五二五号）

第一条 略

第二条 特別法人税法施行規則、……中左ノ通改正ス

「戦時農業団」ヲ「全国農業会」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル農業団体法中改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和二十年十二月二十二日

内閣総理大臣 男爵 幣原喜重郎
農林大臣 松村 謙三

法律第五十八号（官報二月二十二日）（抄）
農業団体法中左ノ通改正ス

附則

第一条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第六条 郵便貯金法、印紙税法、特別法人税法、農業倉庫業及農林中央金庫法中左ノ通改正ス
「全国農業経済会」ヲ「全国農業会」ニ改ム

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル蚕糸業法改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和二十年十二月二十一日

内閣総理大臣 男爵 幣原喜重郎
農林大臣 松村 謙三

法律第五十七号（官報二月二日）

蚕糸業法（抄）

第一条 本法ニ於テ蚕糸トハ蚕種、繭、生糸其ノ他ノ他令ヲ以テ定ムル蚕糸類ヲ謂フ

第二条 蚕種製造業ヲ営マントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第十八条 主務大臣必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ蚕糸業ヲ営マントスル者ニ對シ行政官庁ノ許可ヲ受クベキコトヲ命ズルコトヲ得

第二十一条 蚕糸業者ハ其ノ蚕糸業ノ改良發達ヲ図ル為共同ノ施設ヲ為ス目的ヲ以テ蚕糸協同組合ヲ設立スルコトヲ得

② 蚕糸協同組合ハ法人トス

第二十九条 蚕糸業者又ハ其ノ団体（農業団体ヲ含ム）ハ蚕糸業ノ改良發達及統制ヲ図ル目的ヲ以テ蚕糸業会ヲ設立スルコトヲ得

② 蚕糸業ニ密接ナル關係アル事業ヲ営ム者又ハ其ノ団体ハ蚕糸業会ノ定款ノ定ムル所ニ依リ其ノ會員ト為ルコトヲ得

③ 蚕糸業会ハ法人トス

第四十三条 蚕糸協同組合及蚕糸業会ニハ所得稅、法人稅及營業稅ヲ課セズ

附則

① 本法施行ノ期日ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

⑨ 日本蚕糸統制株式会社解散シタルトキハ蚕糸業統制法第四十二条第一項ノ規定ニ依リ積立テル蚕糸價格安定資金ヲ第三十八条ニ規定スル蚕糸業会ニシテ主務大臣ノ指定スルモノニ引渡スベシ

⑩ 前項ノ規定ニ依リ日本蚕糸統制株式会社ガ引渡スベキ蚕糸價格安定資金ハ命令ノ定ムル所ニ依リ法人稅法ニ依ル清算所得及營業稅法ニ依ル清算純益ノ計算上之ヲ益金ニ算入セザルコトヲ得

⑪ 前二項ニ規定スルモノノ外日本蚕糸統制株式会社ノ清算ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

大藏大臣 子爵 渋沢 敬三
商工大臣 小笠原三九郎

⑫第九項ニ規定スル蚕糸業会が同項ノ規定ニ依リ日本蚕糸統制株式会社ヨリ承継シタル財産ニ付テハ特別法人税法ニ依ル剰余金ノ計算上之ヲ益金ニ算入セズ

⑬印紙税法中左ノ通改正ス

第四条第一項第十二号中「中央水産業会、」ノ下ニ「蚕糸協同組合、蚕糸業会、」ヲ加フ

⑭登録税法中左ノ通改正ス

第十九条第七号中「蚕糸共同施設組合」ヲ「蚕糸協同組合、蚕糸業会」ニ改ム

⑮特別法人税法中左ノ通改正ス

第二条第六号ヲ左ノ如ク改ム

六 蚕糸協同組合及蚕糸業会（所屬ノ会員ヲシテ出資ヲ為サシメザルモノヲ除ク）

昭和二十年法律第五十七号蚕糸業法改正法律施行期日ノ件（勅令七二二号、官報二二・二八）

昭和二十年法律第五十七号ハ昭和二十一年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

農業団体法（抄録）（昭和一八・三・一一法律四六号）

第四十八条 地方農業会ニハ所得税、法人税ヲ課セズ

第五十七条 （前略）第四十六条ノ規定ハ全国農業経済会ニ付之ヲ準用ス（後略）

第六十六条 （前略）第四十八条ノ規定ハ（中略）之ヲ中央農業会ニ付準用ス（後略）

第九十八条 全国農業経済会又ハ地方農業会ガ第八十六条又ハ第九十一条ニ於テ準用スル第七十八条第二項ノ規定ニ依リ産業組合連合会又ハ産業組合ノ権利義務ヲ承継スル場合ニ於テハ特別法人税法ノ適用ニ関シテハ産業組合連合会又ハ産業組合ハ之ヲ合併ニ因リテ消滅シタル特別ノ法人ト看做シ全国農業経済会又ハ地方農業会ハ之ヲ合併ニ因リテ設立シタル特別ノ法人ト看做ス

②全国農業経済会又ハ地方農業会ガ第八十六条又ハ第九十一条ニ於テ準用スル第七十八条第二項ノ規定ニ依リ受命法人ヨリ承継シタル財産ニ付テハ特別法人税法ニ依ル剰余金ノ計算上之ヲ益金ニ算入セズ

ところで農業団体法中改正法律(昭二〇・二二・法律第五八号)により、右の改正前第五十七条が改正後は、

第五十七条 (前略) 第四十八条ノ規定ハ全国農業会ニ付之ヲ準用ス(後略)

と改められ、つづいて、第六十六条は削除となった。また、第九十八条中、「全国農業経済会」は、第五十七条の場合と同様、「全国農業会」に改められた。

蚕糸業法(抄録) (明治四四・三・二九法律四七号)

第三十四条ノ十 (前略) 産業組合法(中略) 第六条(中略)ノ規定ハ蚕糸共同施設組合ニ依リ之ヲ準用ス

右は、蚕糸業法改正法律「蚕糸業法(昭二〇・法五七)」により全文改正があり、明治四四年法律四七号は廃止となり、また、同法により、次の蚕糸業統制法も廃止となった(同法附則第二項)。

蚕糸業統制法(抄録) (昭和一六・三・二二法律六七号)

第四十二条 日本蚕糸統制株式会社ハ繭及生糸ノ価格ノ安定ヲ図ル為命令ノ定ムル所ニ依リ蚕糸価格安定資金ヲ設定スベシ

②前項ノ規定ニ依リ蚕糸価格安定資金ニ繰入レタル金額ハ法人税法ニ依ル所得、營業税法ニ依ル純益及臨時利得税法ニ依ル利益ノ計算上之ヲ損金ニ算入ス

附則

第五十五条 本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和一六・四・二二ヨリ施行、昭和一六勅令四六一号)

八 民主化の促進

昭和二〇年一〇月九日、幣原首相は、首相就任挨拶のためマッカーサー元帥と会見、その席上、マッカーサーは、日本の民主化の促進のために、労働組合の結成、婦人の解放、学校教育の民主化、秘密審問司法制度の撤廃、経済機構の民主化について口頭による指令を発した。

政府は、この意向に副うため、労働組合の正常化と、民主的運営の確保と社会秩序の維持に関し、立法化をすすめ、一二月一〇日、衆議院において、芦田均國務大臣が、提案理由を次のように説明した。

○只今議願トナリマシタ労働組合法案ノ提案ノ理由ヲ説明致シマス。我が国ノ近代産業ハ、日清、日露兩戰役ニ依ツテ特ニ發育ノ契機ヲ与ヘラレ、第一次世界大戦ヲ以テ飛躍的發展ノ時機ニ入りマシタ。資本ト労働トノ調整、社会政策トシテノ労働組合ガ採上ゲラレマシタノハ、「ベルサイユ」条約以降ノ時期デアリマス。斯クシテ大正八・九年ノ頃ヨリ労働組合ノ結成ガ促進セラレ、之ニ伴ウテ労働組合法ノ制定ガ朝野ノ問題トナッタコトハ、御承知ノ通りデアリマス。曩ニ昭和六年ノ第五十九帝國議會ニ於テハ政府提案ノ労働組合法ヲ討議致シマシテ、衆議院ヲ通過シタノデアリマシタガ、貴族院ニ於テ審議未了トナリ、引續キ満州事変ノ勃発ニ依ツテ労働組合ノ發達ガ阻害セラレ、労働組合法ニ対スル朝野ノ関心モ冷却致シマシテ、遂ニ今日ニ至ッタモノデアリマス。然ルニ最近ノ終戦ト共ニ、我が国ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ハ、労働組合ノ再組織トナツテ現ハレ、全国各地ニ互リ、新ラシキ組合ノ結成セラルルモノ相次イデ増加スル傾向ニアリマス。思ウニ新日本建設ニ当リ、最モ緊急ヲ要スル平和産業ノ再建ニ当リマシテ、乏シキ資本資源ヲ活用スル為ニハ、労働ニ期待スル所極メテ大ナルモノガアルコトハ申ス

迄モアリマセヌ、斯カル時、労働者ヲシテ喜ンデ勞務ニ赴カシメ、進ンデ其ノ能率ヲ發揮セシメテ、時代ノ要請ニ即応スル爲ニハ、先ズ労働者大衆ニ対シ其ノ組合結成ニ付、十分ナル自由ヲ保障シ、其ノ言動ニ統一ト秩序ヲ保タシメルコトガ絶対ニ必要デアリマス。此ノ目的ノ爲ニハ、一面ニ於テ労働条件ノ適正化ヲ図リ、他面労働意欲ノ昂揚ヲ図ルコトガ最モ緊急ナ基本的要求デアルト信ジマス。即チ政府ハ現在労働組合ノ結成ガ急速ニ進展シツツアル事情ニ鑑ミ、進ンデ健全ナル育成ヲ助成スルコトヲ喫緊ノ要務ナリト認メタノデアリマス。斯カル際連合國最高司令官ヨリ政府ニ示サレタ五項目ノ中ニ、「労働者ノ搾取ト酷使カラノ防衛及ビ其ノ生活水準ノ向上ノ爲、有効ナル発言ヲ許容スル如キ權威ヲ与フル爲ニ、労働組合ヲ促進助長スベキコト」ガ要請セラレタノデアリマス。仍テ政府ハ朝野ノ専門的知識經驗ヲ有スル人々ヲ以テ勞務法制審議會ヲ組織致シマシテ、其ノ具體的成案ノ作成ヲ求メタノデアリマス、然ル処最近一ツノ答申案ヲ得マシタノデ、之ヲ骨子トシテ労働組合法案ヲ作成シマシタ。以下其ノ要点ヲ申上ゲマスレバ、本法案ハ、第一ニ團結權ノ保障ニ依リ労働者ノ地位ノ向上ヲ図リ、經濟ノ興隆ニ寄与スルコトヲ目的トシタコトデアリマス。第二ニ労働組合ノ團結交渉「ピケッチング」其ノ他ノ爭議行為等ニシテ、正当ナルモノニハ、刑罰及ビ警察取締規定ノ適用ヲ排除シ、又使用者ニ於テ、労働者ガ前述ノ行為ニ妨害ヲ加ヘタリ、損害賠償ヲ要求スルコトハ出来ナイモノトシタ点デアリマス。第二ニ組合ノ結成運営ハ成ルベク自主的ニ行ハシメルト共ニ、其ノ經營スル共濟事業等ノ福利事業ハ之ヲ保護シ、又相当ノ免税ノ恩典ヲ与ヘテ、其ノ健全性ト永續性ヲ助成セムトシタコトデアリマス。第四ニ組合ト使用者トノ間ニ結バルル労働協約ニハ、其ノ労働能率ノ向上ト産業平和ノ維持ノ上ニ、重要ナル意義ヲ持ツコトヲ明カニシ、特ニ之ニ法的拘束力等ヲ附与シタ点デアリマス。第五ニ労働組合ヲ中心トスル労働ニ関スル諸般ノ問題ヲ、円滑且民主的ニ調整セシムル爲、労働側、使用者側及ビ中立ノ

各代表者ヨリ成ル労働委員会ヲ、ソレゾレ中央及び地方其ノ他ニ設ケマシテ、之ニ所要ノ職権ヲ附与スルコトトシ
 タ点デアリマス。以上申述ベマシタ諸点ヲ骨子トシテ、本労働組合法案ヲ立案致シタ次第デアリマス、何卒御審議
 ノ上速カニ御協賛アラムコトヲ希望致シマス。

貴族院においては、同年一月一五日、衆議院の場合と同様の趣旨説明が政府からあつた。なお、労働組合法
 は、一月二二日公布、翌二二日官報ニ掲載。労働組合法の税法への影響は、第十八条において労働組合を原則非
 課税団体としたことである。また、附則三項により登録税法の一部を改正したことである。特に説明を要しない。
 関係法令は次のとおりである。

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル労働組合法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和二十年十二月二十日

内閣総理大臣	男爵	幣原喜重郎
司法大臣		岩田 宙造
厚生大臣		芦田 均
大蔵大臣	子爵	渋沢 敬三
運輸大臣		田中 武雄

法律第五十一号(官報二月二二日)

労働組合法(抄)

第一章 総則

第一条 本法ハ団結權ノ保障及団体交渉權ノ保護助成ニ依リ労働者ノ地位ノ向上ヲ図リ經濟ノ興隆ニ寄与スルコトヲ以テ目的トス
②刑法第三十五条ノ規定ハ労働組合ノ団体交渉其ノ他ノ行為ニシテ前項ニ掲グル目的ヲ達成スル為ニシテ正当ナルモノニ付適用アルモノトス

第十八条 法人タル労働組合ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ所得税及法人税ヲ課セズ

附則

「本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ存スル労働組合ハ本法施行ノ日ヨリ一週間以内ニ第五条第一項ノ規定ニ準ジ屈出ヲ為スベシ

登録税法中左ノ通改正ス

第十九条第七号中「産業組合連合会」ヲ「産業組合連合会、労働組合」ニ、「産業組合法」ヲ「産業組合法、労働組合法」ニ改ム

九 災害による租税の減免について

これに関しては、大蔵省は昭和二〇年二月二七日、「昭和二十年ノ災害被害者ニ対スル租税ノ減免、徴収猶予等ニ関スル件（勅令七二〇号）」を制定し、左のように、その趣旨を発表した。

政府は近畿、中国、四国、九州各地方を中心とする本年九月一七日及一八日並に十月九日より同月一日迄の風水害に因り被害を受けたる者に対し概ね昭和一八年に実施した租税の減免其の他租税上の特別措置の例に依り所得税、營業税、臨時利得税等の減免、徴収猶予等を行うこととし、明二八日、昭和一四年法律第三十九号（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律）に基く勅令及省令を公布し、即日施行することになった。

尚租税の減免等の適用を受けんとする者は明年一月二〇日迄に所轄税務署に申請書を提出することを要する。

關係法令を示すと、次のとおりである。

災害被害者ニ対スル租税ノ減免、徴収猶予等ニ関スル法律（昭和一四・三・二九法律三九号）

第一条 政府ハ北海道又ハ府県ノ全部又ハ一部ニ亘リ震災其ノ他ノ被害甚大ナル災害アリタル場合ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ災害ニ因ル被害者ノ納付スベキ国税及災害ニ因ル被害物件ニ対シ課セラルベキ国税ニ付勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ軽減又ハ免除スルコトヲ得

第二条 政府ハ前条ノ災害アリタル場合ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ災害ニ因ル被害者ノ納付スベキ国税ニ付勅令ノ定ムル所ニ依リ課税標準ノ決定又ハ更訂ニ関スル特例ヲ設クルコトヲ得

第三条 政府ハ必要アリト認ムルトキハ第一条ノ災害アリタル地方ニ於テ納付スベキ国税ニ付勅令ノ定ムル所ニ依リ課税ニ関スル申告及申請並ニ納期ニ関スル特例ヲ設クルコトヲ得

第四条 政府ハ必要アリト認ムルトキハ第一条ノ災害アリタル地方ニ於テ納付スベキ国税ニ付勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ徴収ヲ猶予スルコトヲ得

第五条 第一条ノ規定ニ依リ軽減又ハ免除セララルル国税ハ法令上ノ納税資格要件ニ関シテハ軽減又ハ免除セラレザルモノト看做ス
②前項ノ規定ハ第一条ノ規定ニ依リ国税ノ軽減又ハ免除ヲ為ス災害ニ因リ軽減又ハ免除セララルル地方税ニ付之ヲ準用ス

附則

本法ハ昭和十三年中ニ生ジタル災害ヨリ之ヲ適用ス

朕昭和二十年ノ災害被害者ニ対スル租税ノ減免、徴収猶予等ニ関スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和二十年十二月二十七日

内閣総理大臣 男爵 幣原喜重郎
大蔵大臣 子爵 渋沢 敬三

勅令第七百二十号 (官報 二月二八日)

第一条 昭和二十年九月十七日及同月十八日並ニ同年十月九日ヨリ同月十一日迄ノ風水害(以下風水害ト称ス)ニ因リ所得ノ基因タル資産又ハ事業ノ用ニ供スル資産ニ付甚大ナル被害ヲ受ケタル者ニ対シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ被害アリタル後ニ到来スル納期ニ於テ納付スベキ昭和二十年分不動産所得及事業所得ニ対スル分類所得稅ヲ左ノ区分ニ依リ輕減又ハ免除ス但シ昭和二十年分總所得金額五万円以上ノ者ニ対シテハ此ノ限ニ在ラズ

總所得金額五万円以下ナルトキ 不動産所得及事業所得ニ対スル分類所得稅ノ總額ノ全部

同一万円以下ナルトキ 不動産所得及事業所得ニ対スル分類所得稅ノ總額ノ十分ノ五

同一万円ヲ超ユルトキ 不動産所得及事業所得ニ対スル分類所得稅ノ總額ノ十分ノ二

②戸主及其ノ同居家族ノ所得金額ハ之ヲ合算シ其ノ總額ニ付前項ノ規定ヲ適用ス戸主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ所得金額ニ付亦同シ

第二条 風水害ニ因リ所得ノ基因タル資産又ハ事業ノ用ニ供スル資産ニ付甚大ナル被害ヲ受ケタル者ニ対シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ被害アリタル後ニ到来スル納期ニ於テ納付スベキ昭和二十年分綜合所得稅額中被害ヲ受ケタル資産又ハ事業ノ部分ヨリ生ズル所得ニ対スル稅額ヲ左ノ区分ニ依リ輕減又ハ免除ス但シ昭和二十年分總所得金額五万円以上ノ者ニ対シテハ此ノ限ニ在ラズ

總所得金額五万円以下ナルトキ 當該所得稅ノ納額ノ全部

同一万円以下ナルトキ 當該所得稅ノ納額ノ十分ノ五

同一万円ヲ超ユルトキ 當該所得稅ノ納額ノ十分ノ二

②前条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第三条 風水害ニ因リ住宅又ハ家財ニ付甚大ナル被害ヲ受ケタル者ニ対シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ被害アリタル後ニ到来スル納期ニ於テ納付スベキ昭和二十年分所得稅ヲ左ノ区分ニ依リ輕減又ハ免除ス但シ昭和二十年分總所得金額二万円以上ノ者ニ対シテ

ハ此ノ限ニ在ラズ

總所得金額三千円以下ナルトキ

所得税ノ納額ノ全部

同五千円以下ナルトキ

所得税ノ納額ノ十分ノ五

同五千円ヲ超ユルトキ

所得税ノ納額ノ十分ノ二

②第一条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第四条 風水害ニ因リ住宅又ハ家財ニ付甚大ナル被害ヲ受ケタル者ニ対シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ被害アリタル時ヨリ昭和二十年三月迄ニ納付スベキ丙種ノ事業所得及甲種ノ勤勞所得ニ対スル分類所得税ヲ左ノ区分ニ依リ軽減又ハ免除ス但シ昭和二十年

分總所得金額二万円以上ノ者ニ対シテハ此ノ限ニ在ラズ

總所得金額三千円以下ナルトキ 分類所得税額ノ全部

同五千円以下ナルトキ

分類所得税額ノ十分ノ五

同五千円ヲ超ユルトキ

分類所得税額ノ十分ノ二

②第一条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第五条 風水害ニ因リ死亡シタル者ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ死亡シタル後ニ到来スル納期ニ於テ納付スベキ昭和二十年分乙種ノ勤勞所得ニ対スル分類所得税及所得税法第三十条第一項第七号ニ規定スル所得ニ対スル綜合所得税ヲ左ノ区分ニ依リ軽減又

ハ免除ス但シ昭和二十年分總所得金額二万円以上ノ者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

總所得金額三千円以下ナルトキ 当該所得税ノ納額ノ全部

同五千円以下ナルトキ

当該所得金額ノ納額ノ十分ノ五

同五千円ヲ超ユルトキ

当該所得税ノ納額ノ十分ノ二

②第一条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第六条 風水害ニ因リ營業ノ用ニ供スル資産ニ付甚大ナル被害ヲ受ケタル個人ニ対シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ被害アリタル後ニ到来スル納期(被害アリタル日ノ属スル納期ヲ含ム)ニ於テ納付スベキ昭和二十年分營業税ヲ左ノ区分ニ依リ軽減又ハ免除ス但

シ昭和二十年分純益金額三万円以上ノ者ニ対シテハ此ノ限ニ在ラズ

純益金額五千円以下ナルトキ

營業稅ノ納額ノ全部

同一万円以下ナルトキ

營業稅ノ納額ノ十分ノ五

同一万円ヲ超ユルトキ

營業稅ノ納額ノ十分ノ二

第七条 風水害ニ因リ營業ノ用ニ供スル資産ニ付甚大ナル被害ヲ受ケタル個人ニ對シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ營業利得ニ對スル昭和二十年分臨時利得稅ヲ左ノ区分ニ依リ輕減ス但シ昭和二十年分利益金額三万円以上ノ者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラズ

利益金額二万円以下ナルトキ

臨時利得稅額ノ十分ノ五

同一万円ヲ超ユルトキ

臨時利得稅額ノ十分ノ二

第八条 風水害ニ因リ荒地ト為リ荒地免租ノ許可ヲ受ケタルトキハ地租法第五十七条ノ規定ニ拘ラズ被害アリタル後ニ開始スル納期分ヨリ地租ヲ徵收セズ

第九条 風水害ニ因リ所得ノ基因タル資産又ハ事業ノ用ニ供スル資産ニ付甚大ナル被害ヲ受ケタル個人ノ納付スベキ昭和二十一年分ノ所得稅、營業稅又ハ臨時利得稅ニ付所得、純益又ハ利益ヲ計算スル場合ニ於テハ当該資産ノ滅失又ハ毀損ニ因ル損害ノ見積金額ヲ命令ノ定ムル所ニ依リ所得稅法第十二条第一項及第三十条第一項、營業稅法第十条第一項並ニ臨時利得稅法第十条第一項ニ規定スル必要ノ經費ト看做ス

第十条 風水害ニ因リ被害ヲ受ケタル者ノ納付スベキ法人稅、特別法人稅、法人ノ營業稅、法人ノ臨時利得稅、相続稅、酒稅、清涼飲食稅、砂糖特別消費稅、物品稅、遊興飲食稅、入場稅及特別行爲稅ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ課稅ニ關スル申告及申請ニ付特例ヲ設クルコトヲ得

第十一条 風水害ニ因リ被害ヲ受ケタル者ノ納付スベキ所得稅、個人ノ營業稅、個人ノ臨時利得稅、地租、相続稅、酒稅、清涼飲料稅、砂糖特別消費稅、物品稅、遊興飲食稅、入場稅及特別行爲稅ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ徵收ヲ猶予スルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二十年勅令第七百二十号（昭和二十年ノ災害被害者ニ對スル租稅ノ減免、徵收猶予等ニ關スル件）施行方

（昭和二〇大藏省令一一一號）

第一条 昭和二十年勅令第七百二十号第一条第一項ノ規定ノ適用ヲ受クベキ所得ノ基因タル資産又ハ事業ノ用ニ供スル資産ニ付甚大ナル被害ヲ受ケタル者ハ左ニ掲グル者トス

一 不動産所得ニ対スル分類所得税ニ付テハ自己(同居ノ戸主及家族ヲ含ム以下同ジ)ノ所有ニ係ル貸付ケタル家屋、宅地、田、畑及塩田ニ付其ノ過半ヲ減失若ハ毀損シ又ハ其ノ過半ガ荒地若ハ収穫皆無ト為リタル者

二 事業所得ニ対スル分類所得税ニ付テハ自作シタル田、畑及塩田ニ付其ノ過半ガ荒地若ハ収穫皆無ト為リタル者又ハ事業ノ用ニ供スル自己所有ノ家屋其ノ他ノ築造物、船舶、機械器具、商品及原料品ニ付其ノ過半ヲ減失若ハ毀損シタル者

第二条 昭和二十年勅令第七百二十号第二条第一項及第九条ノ規定ノ適用ヲ受クベキ所得ノ基因タル資産又ハ事業ノ用ニ供スル資産ニ付甚大ナル被害ヲ受ケタル者ハ左ニ掲グル者トス

一 自己ノ所有ニ係ル貸付ケタル家屋、宅地、田、畑及塩田ニ付其ノ過半ヲ減失若ハ毀損シ又ハ其ノ過半ガ荒地若ハ収穫皆無ト為リタル者

二 自作シタル田、畑及塩田ニ付其ノ過半ガ荒地又ハ収穫皆無ト為リタル者

三 事業ノ用ニ供スル自己所有ノ家屋其ノ他ノ築造物、船舶、機械器具、商品及原料品ニ付其ノ過半ヲ減失又ハ毀損シタル者

第三条 昭和二十年勅令第七百二十号第一条第一項ノ規定ニ依リ軽減又ハ免除ヲ受クベキ分類所得税ノ軽減又ハ免除ノ基礎タル税額ハ所得金額ノ総額(乙種ノ配当利子所得、山林ノ所得、乙種ノ退職所得及清算取引所得ヲ除ク)ニ対スル不動産所得金額又ハ事業所得金額ノ割合ヲ徵收税額(乙種ノ配当利子所得、山林ノ所得、乙種ノ退職所得及清算取引所得ニ対スル徵收税額ヲ除ク)ニ乗ジテ之ヲ計算ス但シ所得金額ハ所得税法第十七条又ハ第十八条ノ規定ニ依リ控除前ノ金額ニ依ル

第四条 昭和二十年勅令第七百二十号第二条第一項ノ規定ニ依リ軽減又ハ免除ヲ受クベキ綜合所得金額、軽減又ハ免除ノ基礎タル税額ハ總所得金額(所得税法第八条ニ規定スル利益ノ配当又ハ剰余金ノ分配ヲ除ク)ニ対スル被害ヲ受ケタル資産又ハ事業ノ部分ヨリ生ズル所得金額ノ割合ヲ徵收税額(所得税法第八条ニ規定スル利益ノ配当又ハ剰余金ノ分配ニ対スル徵收税額ヲ除ク)ニ乗ジテ之ヲ計算ス

第五条 前条ノ場合ニ於テ被害ヲ受ケタル資産又ハ事業ノ部分ヨリ生ズル所得金額ハ所得ノ基因タル資産又ハ事業ノ用ニ供スル資産ノ総額ニ対スル被害ヲ受ケタル部分ノ価額ノ割合ヲ所得ノ基因タル資産又ハ事業ノ用ニ供スル資産ヨリ生ズル所得ノ総額ニ乗

シテ之ヲ計算ス

②前項ノ場合ニ於テ資産価額ノ割合ニ依ルコト不適当トスルトキハ收入金其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ計算ス

第六條 昭和二十年勅令第七百二十号第三條第一項及第四條第一項ノ規定ノ適用ヲ受クベキ甚大ナル被害ヲ受ケタル者ハ自己ノ所有ニ係ル其ノ住宅又ハ家財ノ過半ヲ滅失又ハ毀損シタル者トス

第七條 昭和二十年勅令第七百二十号第五條第一項ノ規定ニ依リ輕減又ハ免除ヲ受クベキ分類所得稅ノ輕減又ハ免除ノ基礎タル稅額ハ所得金額ノ總額(乙種ノ配当利子所得、山林ノ所得、乙種ノ退職所得及清算取引所得ヲ除ク)ニ對スル乙種ノ勤勞所得金額ノ割合ヲ徵收稅額(乙種ノ配当利子所得、山林ノ所得、乙種ノ退職所得及清算取引所得ニ對スル徵收稅額ヲ除ク)ニ乘ジテ之ヲ計算ス但シ所得金額ハ所得稅法第十七條又ハ第十八條ノ規定ニ依ル控除前ノ金額ニ依ル

第八條 昭和二十年勅令第七百二十号第五條第一項ノ規定ニ依リ輕減又ハ免除ヲ受クベキ綜合所得稅ノ輕減又ハ免除ノ基礎タル稅額ハ總所得金額(所得稅法第八條ニ規定スル利益ノ配当又ハ剩余金ノ分配ヲ除ク)ニ對スル所得稅法第三十條第一項第七号ニ規定スル所得金額ノ割合ヲ徵收稅額(所得稅法第八條ニ規定スル利益ノ配当又ハ剩余金ノ分配ニ對スル徵收稅額ヲ除ク)ニ乘ジテ之ヲ計算ス

第九條 昭和二十年勅令第七百二十号第六條及第七條ノ規定ノ適用ヲ受クベキ營業ノ用ニ供スル資産ニ付甚大ナル被害ヲ受ケタル個人ハ營業ノ用ニ供スル自己所有ノ家屋其ノ他ノ築造物、船舶、機械器具、商品及原料品ニ付其ノ過半ヲ滅失又ハ毀損シタル者トス

第十條 風水害ニ因リ被害ヲ受ケタル者ノ納付スベキ昭和二十年勅令第七百二十号第十條ニ規定スル國稅ニ付被害アリタル時ヨリ本令施行ノ日迄ニ為スベキ課稅ニ関スル申告及申請ハ昭和二十一年一月二十一日迄ニ之ヲ為スコトヲ得

第十一條 昭和二十年勅令第七百二十号第十一條ノ規定ニ依リ左記租稅ニ付テハ各納期限ヨリ一年以内其ノ徵收ヲ猶予スルコトヲ得

一 昭和二十年分所得稅

二 昭和二十年分個人ノ營業稅

三 昭和二十年分個人ノ臨時利得稅

四 昭和二十年分地租

五 昭和二十年十月十一日ニ開始シタル相統ニ対スル相統税(延納年賦金ノ年割額ヲ含ム)

六 昭和二十年八月乃至同年十月ノ各月分酒税、清涼飲料税、砂糖特別消費税、物品税、遊興飲食税、入場税及特別行為税

第十二条 昭和二十年勅令第七百二十号第一条乃至第三条、第六条又ハ第七条ノ規定ニ依リ所得税、營業税又ハ臨時利得税ノ軽減

又ハ免除ヲ受ケントスル者ハ被害ノ状況を記載シタル申請書ヲ昭和二十一年一月二十日迄ニ所轄稅務署ニ提出スベシ

第十三条 昭和二十年勅令第七百二十号第四条ノ規定ニ依リ丙種ノ事業所得又ハ甲種ノ勤勞所得ニ対スル分類所得税ノ軽減又ハ免

除ヲ受ケントスル者ハ報酬、料金又ハ給与ノ支払ヲ受ケタル場所及被害ノ状況ヲ記載シタル申請書ヲ昭和二十一年一月二十日迄ニ

其ノ報酬、料金又ハ給与ノ支払者ヲ經由シ所轄稅務署ニ提出スベシ

第十四条 昭和二十年勅令第七百二十号第五条ノ規定ニ依リ所得税ノ軽減又ハ免除ヲ受ケントスル者ハ昭和二十一年一月二十日迄

ニ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申請スベシ

第十五条 昭和二十年勅令第七百二十号第九条ノ規定ノ適用ヲ受ケントスル者ハ所得稅法第三十四条、營業稅法第十六条又ハ臨時

利得稅法第十六条ノ申告ト同時ニ損害見積金額ヲ記載シタル申請書ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ

第十六条 昭和二十年勅令第七百二十号第十一条ノ規定ノ適用ヲ受ケントスル者ハ昭和二十一年一月二十日迄ニ其ノ旨ヲ所轄稅務

署ニ申請スベシ

附 則

本令ハ公布ノ日(昭和二〇・二二・二八)ヨリ之ヲ施行ス

十 収入印紙の紙面の刷新

印紙稅法による課稅標準等の改正ではなく、一つの時代を画するようにして、収入印紙の紙面を変え、新しい時代にふさわしいものとしたのであろう。解説は特には要らぬ。

◎大蔵省令第七号

大正十三年大蔵省令第十一号〔收入印紙の形式〕中左ノ通改正ス

昭和二十年十二月二十一日

雛形中左ノ通改正ス

縦二五・五耗

横二一・五耗

図略 参 銭 紫色

図略 五 銭 褐色

図略 拾 銭 緑色

図略 貳拾銭 橙黄色

図略 五拾銭 青色

縦 三〇耗

横 二七耗

図略 壹 円 暗緑色

図略 拾 円 赤色

図略 五拾円 青色

縦 三四耗

横 三〇耗

図略 千 円 栗色

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ従来ノ收入印紙ハ当分ノ内之ヲ使用スルコトヲ得

大蔵大臣 子爵 渋沢 敬三

十一 宗教法人令と租税関係

— 宗教法人の原則非課税団体の法認と、非収益事業非課税の原則の確立 —

戦後の国際社会でのわが国の地位は、ポツダム宣言の履行が求められるところであつて、占領軍—連合国軍は、その履行を着実に見守る態勢にあつたことは言うまでもない。宗教に関しては、国家と宗教の融合関係の切り離しが当初より大きな課題として連合国軍の中では意識されていた。

そのことは、二〇年の一〇月四日の「政治的、社会的及宗教的自由ニ対スル制限除去ノ件」としてGHQから政府あて覚書が発せられ、さらに一二月一五日になつて、「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件」が、政府に対し重ねて発出された。

政府は、この覚書を実施に移すため、ポ勅緊急勅令として、一二月二七日、宗教団体法等の廃止を公布、二九日官報に掲載するとともに、宗教団体法にかわるべき宗教法人令を公布したのである。

租税との関係は、同令第一六条及び附則五項六項七項である。

令第十六条は、「宗教法人ニハ、命令ノ定ムル所ニ依リ所得税及法人税ヲ課セズ」という。

命令（昭二〇大蔵省令一〇九号）によると第一条において、非収益事業非課税の原則を明らかにする。第二条は収益事業のある場合には、「其ノ他ノ所得トヲ區別シタル計算書」の作成及び法人税の申告書に添付することが義務付けられている。当然のことであろう。詳細は法令にゆずる。

朕昭和二十年勅令第五百四十二号「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件ニ基ク宗教団体法等廃止ノ件

ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

昭和二十年二月二十七日

勅令第七百十八号 (官報一二月二八日)

信教自由ノ保全ヲ図ル為左ニ掲グル法律及勅令ハ之ヲ廢止ス

宗教団体法

宗教団体法施行令

宗教団体登記令

公衆礼拝用建物及敷地登記令

昭和十五年勅令第四百六十号 (宗教団体法第二十二條第二項ノ規定ニ依ル地租ノ免除ニ關スル件)

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朕昭和二十年勅令第五百四十二号「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ發スル命令ニ關スル件ニ基ク宗教法人令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

内閣総理大臣	男爵	幣原喜重郎
司法大臣		岩田 宙造
文部大臣		前田 多門
内務大臣		堀切善次郎
大蔵大臣	子爵	渋沢 敬三

昭和二十年十二月二十七日

内閣総理大臣 男爵 幣原喜重郎
司法大臣 岩田 宙造
文部大臣 前田 多門
内務大臣 堀切善次郎
大蔵大臣 子爵 渋沢 敬三

勅令第七百十九号（官報二月二八日）

宗教学法人令（抄）

第一条 神道教派、仏教宗派及基督教其ノ他ノ宗教ノ教団並ニ寺院及教会（修道会等ヲ含ム以下同シ）ハ本令ニ依リ之ヲ法人ト為スコトヲ得

②本令ニ於テ宗教学法人トハ前項ノ規定ニ依ル法人ヲ、教派、宗派、教団、寺院及教会トハ各神道教派、仏教宗派及基督教其ノ他ノ宗教ノ教団並ニ寺院及教会ニシテ宗教学法人タルモノヲ謂フ

第十六条 宗教学法人ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ所得税及法人税ヲ課セズ

②寺院ノ境内地及教会ノ構内地ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ地租ヲ免除ス但シ有料借地ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ
③都道府県、市町村其ノ他ノ公共団体ハ宗教学法人ノ所得ニ対シ地方税ヲ課スルコトヲ得ズ

附則

①本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

⑤所得税法第百十一条及法人税法第四十一条並ニ所得税法施行規則第一条第二項及法人税法施行規則第五条第一項ヲ削ル

⑥登録税法第二条第一項第二号及第三条ノ二、電気互斯税法第四条第一号並ニ広告税法第四条第一号中「法人タル宗教団体」ヲ

「宗教学法人」ニ改ム

⑦登録税法第十九条第二号ノ二、地方税法第十二条第一項第一号及家屋税法第三条第一号並ニ登録税法施行規則第五条ノ七、物品税法施行規則第二十六条第三号及特別行為税法施行規則第八条第二号中「寺院」ヲ「法人タル寺院」ニ、「教会」ヲ「法人タル教会」ニ改ム

◎大蔵省令第九号

宗教法人令第十六条第一項及第二項ノ規定ニ依ル所得稅、法人稅及地租ノ免除等ニ関スル件左ノ通定ム

昭和二十年十二月二十九日

大蔵大臣 子爵 渋沢 敬三

第一条 宗教法人ノ所得ニシテ収益ヲ目的トスル事業ヨリ生ジタルモノ以外ノモノニ付テハ宗教法人令第十六条第一項ノ規定ニ依リ所得稅及法人稅ヲ課セズ

第二条 法人稅ニ付納稅義務アル宗教法人ハ法人稅法第十八条ノ申告書ニ収益ヲ目的トスル事業ヨリ生ジタル所得ト其ノ他ノ所得トヲ區別シタル計算書ヲ添附スベシ

第三条 寺院ノ境内地又ハ教会ノ構内地ニシテ左ニ掲グル区域ノ土地ニ付テハ宗教法人令第十六条第二項ノ規定ニ依リ其ノ地租ヲ免除ス

一 本堂、庫裡、會堂其ノ他寺院又ハ教会ガ教義ノ宣布若ハ儀式ノ執行又ハ之ニ付随スル行為ヲ為スニ必要ナル建物又ハ工作物（付屬建物及附屬工作物ヲ含ム）ノ敷地

二 宗教上ノ儀式又ハ行事ヲ行フ為必要ナル土地

三 参道

四 庭園

五 寺院又ハ教会ノ風致ヲ維持スル為必要ナル土地

六 寺院又ハ教会ノ災害ヲ防止スル為必要ナル土地

②前項第四号乃至第六号ノ土地ニ付テハ大蔵大臣ハ免租スベキ区域ヲ制限スルコトヲ得

第四条 前条第一項ノ規定ニ依リ地租ノ免除ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ所轄稅務署長ニ提出スベシ

- 一 土地ノ所在、地番、地目、地積及賃賃價格並ニ其ノ用途
- 二 寺院又ハ教会ト納稅義務者ト異ナルトキハ無料借地タルコトヲ証スル書面
- 三 寺院若ハ教会ノ設立又ハ境内地若ハ構内地ノ区域變更ノ年月日

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際昭和十五年勅令第四百六十号〔六五五頁参照〕第一条第一項ノ規定ニ依リ地租ヲ免除セラルル寺院ノ境内地又ハ教会ノ構内地ハ之ヲ本令ニ依リ地租ヲ免除セラレタル寺院ノ境内地又ハ教会ノ構内地ト看做ス

あとがき

昭和二〇年八月一四日以降一二月までは、戦後処理の段階ではあるが、連合国軍（GHQ）の要求の早急実施は、ポ勅により、緊急勅令として立法化され、また、政府の発案で、戦後処理の可能なものは、議会の協賛によって、実施されることとなったのである。

もちろん、法律による改廃にまで至らないものは関係勅令、省令の段階での改廃は、随時政府の自発的発案によって実施に移されたのである。例えば、本稿の二乃至六は、それである。また、九及び十もその範疇にはいる。七は、立法を通じて戦後処理へと踏みだしたのである。八は、民主化のための社会立法ではあるが、これについては租税とのかかりあいをみたかったので、特にとりあげたわけである。労働組合を原則非課税団体として法認したことであるが、詳細は、昭和二十一年へと先送りした。

十一は、ポ勅・緊急勅令による宗教団体法等の廃止と、それにかかわる宗教法人令の制定である。

宗教団体の廃止、宗教法人令の歴史の意味はここでは問わない。差し当って、

拙著『租税行政史』中央経済社、昭和五五年、七三ページ参照。

井上恵行著『宗教法人の基礎的研究』第一書房、昭和四四年、第五節（四三ページ）参照。

松沢智「宗教法人等公益法人課税の論拠」税経通信 第四三巻第一三二―一三三ページならびに二九ページの参考文献を参照されたい。

なお、本稿では、再度述べるようであるが、改廃関係の法令を収載したが、これは昭和二〇年における関係法令集がないので、敢て、参考の為に収載したものである。言っておくのだが、GHQの戦時利得の没収指令については、本誌一八号で関係資料の紹介をしておいたので蛇足ながら付け加えておく。その後の事態の発展は、別稿にゆずる。

稿を閉じるに当って西野敏雄研究部長、小林栢弘主任教授、有賀喜政前主任教授（現松戸税務署長）からは、特段の配慮にあずかった。おくれげながら、あらためて、お礼申し上げます。

（昭六三・一一・二成稿）

第八九回帝國議會租稅關連法案貴院提案理由說明日程及び公布日一覽

六六〇

- 11・28 昭和二〇年勅令第五四二号〔ポツダム〕宣言ノ受諾ニ件ト發スル命令ニ關スル件〕承諾を求める件 貴院
 - 12・4 國家總動員法及戰時緊急措置法廢止法律案 貴院
 - 7 農業団体法改正法律案 衆院
 - 8 大日本航空株式會社法廢止法律案・石油業法外十三法律廢止法律案 貴院
 - 10 蚕糸業法改正法律案・労働組合法案 衆院
 - 11 昭和二〇年勅令第五四二号〔ポツダム〕宣言ノ受諾ニ件ト發スル命令ニ關スル件〕承諾を求める件 衆院
 - 12 大日本航空株式會社法廢止法律案・石油業法外十三法律廢止法律案 衆院
 - 13 國家總動員法及戰時緊急措置法廢止法律案 衆院
 - 15 蚕糸業法の改正法律案・労働組合法案・農業団体法中改正法律案 貴院
 - 18 昭和二〇年勅令第五四二号〔ポツダム〕宣言ノ受諾ニ件ト發スル命令ニ關スル件（貴院12月8日承諾） 衆院承諾
 - 19 國家總動員法及戰時緊急措置法廢止法律公布
 - 20 石油業法外十三法律廢止法律公布
 - 21 労働組合法公布
- 蚕糸業法改正法律公布

・ 27 農業団体法中改正法律公布
大日本航空株式会社法廃止法律公布